

平成27年 2 月 9 日

電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案について
(平成27年 2 月 9 日 諮問第 1 号)

[航路標識AISの導入に向けた関係規定の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

(小森課長補佐、土屋主査)

電話：03-5253-5901

電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案について (航路標識 AIS の導入に向けた関係規定の整備)

1 諮問の概要

航路上に設置される航路標識については、現在、浮標（ブイ）によるものが多く、その識別は目視に頼るため、気象条件に左右される。

今般導入する航路標識 AIS は、これら浮標に AIS 機能^(注)を持たせ、浮標の種別や位置等を付近の航行船舶に自動的に提供するものであり、船舶は目視による浮標の認識のほか、AIS 受信機、AIS 表示機能を有したレーダー画面又は電子海図で浮標を認識することができる。

航路標識 AIS は世界共通のシステムであり、平成 26 年 5 月に開催された国際海事機関（IMO）の第 93 回海上安全委員会（MSC-93）で承認された基準に沿って制度整備を行うものである。

注：AIS（Automatic Identification System：船舶自動識別装置）とは、船舶交通の安全確保を目的として、船舶の動静に関する情報を自動的に送受信するもの。

2 省令改正の概要

電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案

(1) 電波法施行規則の一部改正

海岸局に備える船舶自動識別装置に航路標識 AIS を加えること。（第 2 条関係）
所要の規定の整備を行うこと。（第 4 条関係）

(2) 無線設備規則の一部改正

航路標識 AIS に係る必要な技術的条件を整備すること。（第 45 条の 3 の 4 関係）

3 施行時期

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定。

諮問の背景と概要

- 航路上に設置される航路標識（※1）は、現在、浮標（ブイ）が多く、その識別は目視に頼るため、**気象条件に左右される**。
- 一方、航路標識AIS（※2）は、ブイの種別や位置等を付近の船舶にAIS電波（161.975、162.025MHz）により自動的に提供するもの。
- これにより、船舶はブイを目視のほか、AIS表示機能を有したレーダー画面などで**気象条件に左右されず認識することが可能**。
- このような背景を踏まえ、我が国に航路標識AISを導入すべく、IMO（国際海事機関）の関連勧告等、国際的な基準に準拠した関係規定の整備を行う。

（※1）航路標識：船舶の安全航行のため、光、彩色、音、電波等の手段により、船舶の交通量が多い海域や、航行の支障となる暗礁等の付近に設置される施設をいい、代表的なものとしては、灯台や浮標（ブイ）などが挙げられる。

（※2）AIS（船舶自動識別装置）：船舶交通の安全確保を目的として、船舶の動静に関する情報を自動的に送受信するものであり、国際条約（SOLAS条約）により、一定規模以上の船舶に対して備付けが義務化されている。

主な省令改正事項

省令	主な改正内容
電波法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> • 航路標識AISを海岸局の無線設備とすること。（第2条関係） • 所要の規定の整備を行うこと。（第4条関係）
無線設備規則	<ul style="list-style-type: none"> • 航路標識AISに係る必要な技術的条件を定めること。（第45条の3の4関係）



航路標識（ブイ）の例

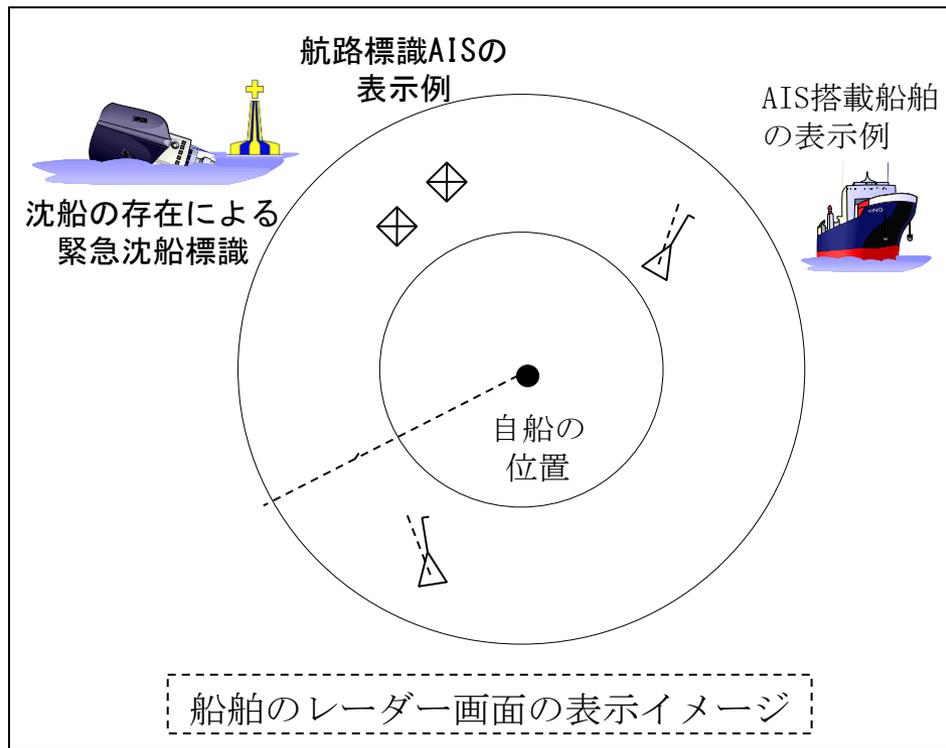
従来の航路標識は基本的に目視による識別



気象条件によっては、浮標（ブイ）の目視による識別が困難



航路標識AISであれば、気象条件にも左右されず、レーダー画面でも確認でき、**確実な識別が可能**



船舶のレーダー画面の表示イメージ



AIS対応電子海図装置

AISの表示装置の例

- ・ AIS専用受信機
- ・ AIS対応レーダー装置
- ・ AIS対応電子海図装置



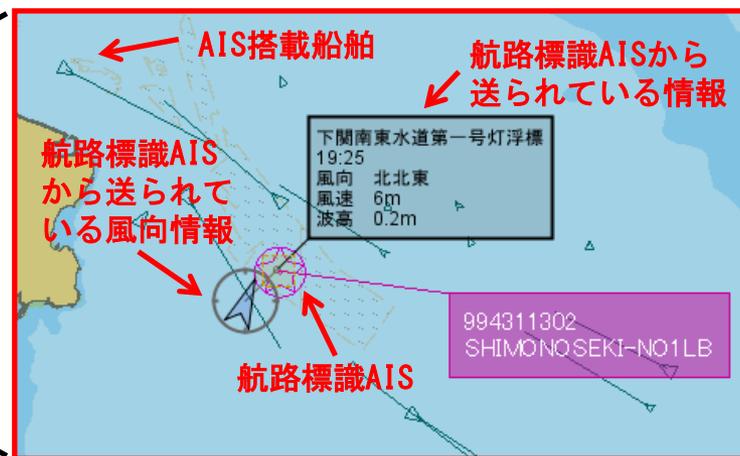
AIS対応レーダー装置
(表示部)



航路標識AISを搭載したブイ (実験試験局)
(下関南東水道第1号灯浮標(安全水域標識))



AIS対応電子海図装置による
AIS搭載船舶及び航路標識AISの表示画面 (例)



(拡大図)

平成 27 年 2 月 9 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案について
(平成27年 2 月 9 日 諮問第 2 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(星野周波数調整官、西森係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案について

1 諮問の概要

現在、固定衛星業務及び固定業務に分配されている 7375-7750MHz と、固定衛星業務、地球探査業務等に分配されている 8025-8400MHz について、今後、移動衛星業務としての利用が想定されている。

このため、当該周波数帯を移動衛星業務にも割り当てることを可能とするために周波数割当計画を変更するものである。

2 改正概要

7375-7750MHz 及び 8025-8400MHz の周波数分配について、二次業務で固定衛星業務に密接な関係を有する移動衛星業務にも使用することができる旨の国内周波数分配の脚注を追加する。

3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。

周波数割当計画の一部を変更する告示案について

変更の概要

7375-7750MHz及び8025-8400MHzの周波数帯では、今後、固定衛星業務等の既存業務と周波数を共用しながらの移動衛星業務の利用が想定されている。

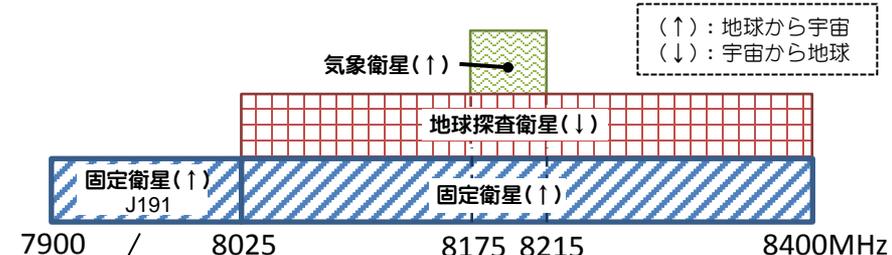
このため、当該周波数帯における移動衛星業務での周波数の使用が可能となるよう、①二次業務とすること、②固定衛星業務と密接な関係を有すること、を条件とすることにより国際分配に配慮した上で、周波数割当計画を変更(脚注を追加)する。

変更のイメージ

【変更前】



[脚注]J189
7250-7375MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。



[脚注]J191
この周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

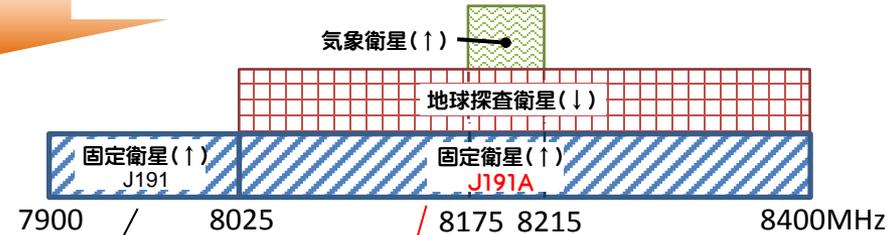
【変更後】



[脚注]J189: 変更なし

[脚注]J189A
7375-7425MHzの周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)に密接な関係を有する移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

[脚注]J189B
この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)に密接な関係を有する移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。



[脚注]J191: 変更なし

[脚注]J191A
この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(地球から宇宙)に密接な関係を有する移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

平成 27 年 2 月 9 日

日本放送協会に対する平成 26 年度テレビ国際放送の
実施要請の変更について
(平成 27 年 2 月 9 日 諮問第 3 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

(佐藤課長補佐、岡田係長)

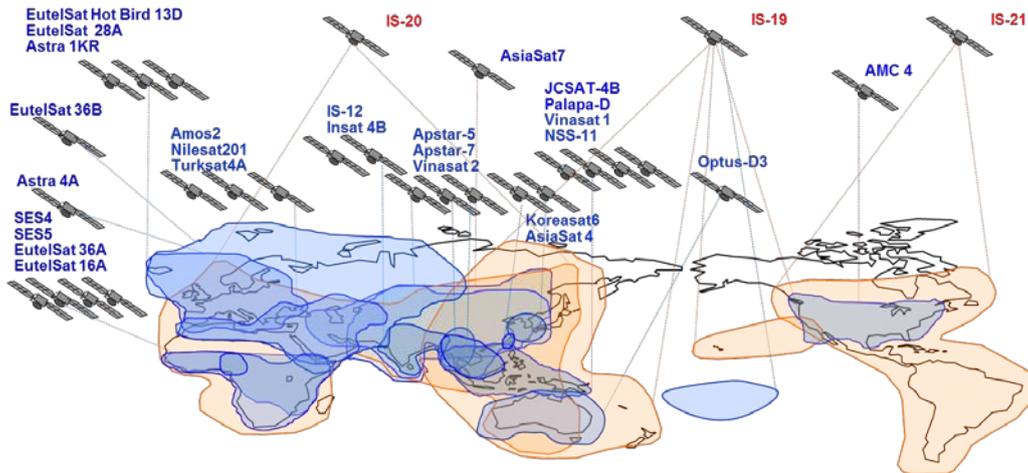
電話：03-5253-5798

日本放送協会に対する平成26年度テレビ国際放送の実施要請の変更について

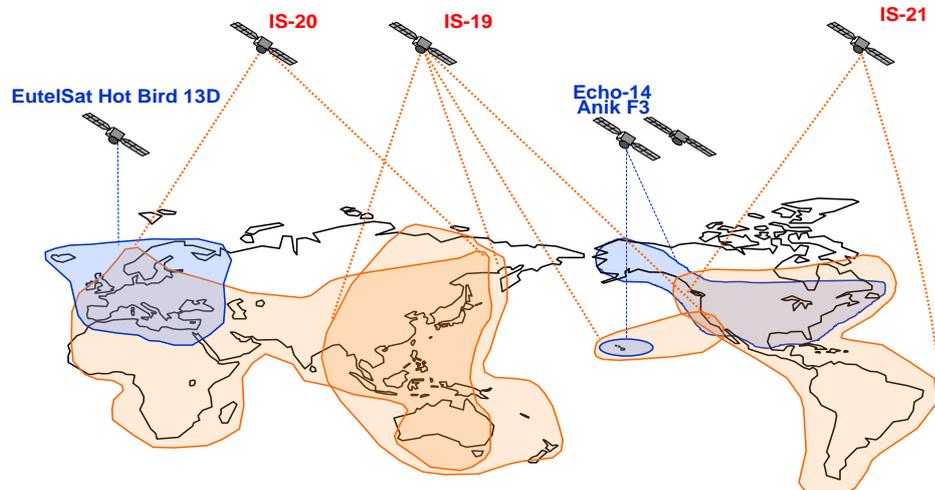
1 テレビ国際放送の現状

- (1) 放送時間 外国人向け：1日23時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間）
邦人向け：1日5時間程度
- (2) 放送区域 外国人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。
邦人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。
- (3) 使用言語 2言語（日本語、英語）
- (4) 送信衛星 外国衛星31基
- (5) 受信方法 受信機及びアンテナを用いた直接受信の他、CATVやホテルなどでも視聴が可能。

<外国人向け>



<邦人向け>



- 直径2.5～6メートルのアンテナで受信可能（主に事業者向け）
- それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能（主に一般家庭向け）

2 実施要請の変更のポイント

- (1) 平成26年度実施要請の内容のうち、要請対象、放送事項及び放送区域は、変更なし。平成26年度補正予算により「3 その他必要な事項」及び「4 国の費用負担等」を変更。
- (2) 追加交付金額は、約3.9億円（平成26年度当初予算は、24.9億円）。

3 実施要請の変更の内容

※下線部が変更部分

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、「平成26年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）」（平成26年4月1日付け総情国第12号-2）のうち、3及び4の一部を次のように変更し、当該変更後の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。
- (5) 英語以外の外国語による放送の取組を試行的に行うなど、多言語化に向けて、必要な取組を進めること。
- (6) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算（平成26年度予算（平成25年度補正予算を含む。）及び平成26年度補正予算）において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

以上

日本放送協会に対する平成26年度テレビ国際放送の実施要請の変更について

(参考資料)

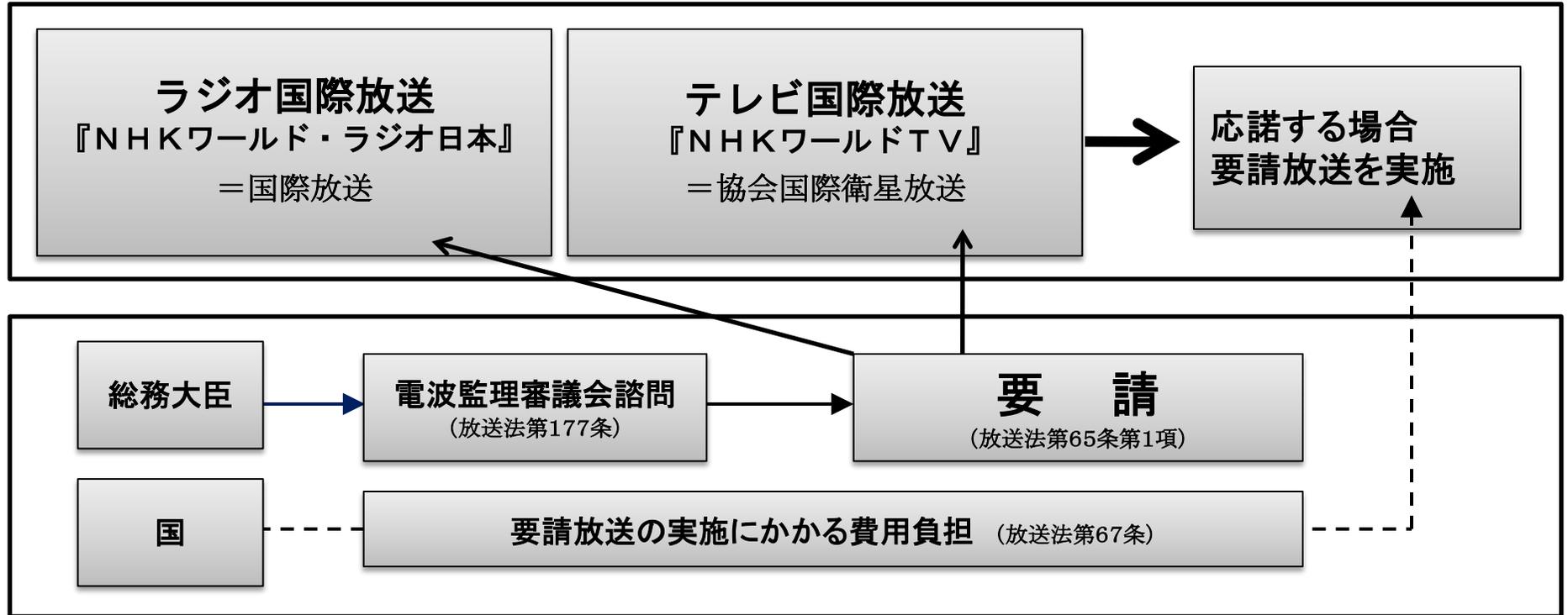
要請放送制度の概要と経緯		
要請放送制度の仕組み	-----	1
総務省交付金額とNHK国際放送関係費の推移	-----	2
テレビ国際放送の実施要請の指定事項の変更	-----	3
過去の要請書		
平成26年度テレビ国際放送実施要請書	-----	4
関係法令		
放送法参照条文	-----	7

平成27年2月9日

情報流通行政局 衛星・地域放送課 国際放送推進室

要請放送制度の仕組み

NHK



国際放送等の実施の要請

○放送法

(国際放送の実施の要請等)

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 4・5 (略)

(国際放送等の費用負担)

第67条 第65条第1項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第1項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

- 2 第65条第1項の要請及び前条第1項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

総務省交付金額とNHK国際放送関係費の推移

(単位:億円)

年度	総務省 交付金額		NHK国際放送関係費
	ラジオ国際放送	テレビ国際放送	
17	22.7	—	111
18	22.6	—	110
19	21.6	3.0	120
20	18.1	15.2	150
21	10.5	24.5	167
22	9.5	24.5	175
23	9.5	24.5	176
24	9.5	24.5	188
25	9.5	24.8	205
25補正	—	5.0	—
26	9.6	24.9	214
26補正(案)	—	3.9	—

※ 平成25年度までは決算額、平成25年度補正及び平成26年度は予算額、平成26年度補正は予算案。

※ NHK国際放送関係費については切り捨て、総務省交付金額については四捨五入。

※ 平成25年度決算額には平成25年度補正予算の交付金(5億円)の一部が含まれている。

※ NHK国際放送関係費については、平成23年度までは税込金額であるが、平成24年度からは税抜金額となっている。

テレビ国際放送の実施要請の指定事項の変更

○ 平成26年度当初予算

テレビ国際放送 約24.9億円

(ラジオ国際放送 約9.6億円)

+

○ 平成26年度補正予算

テレビ国際放送 約3.9億円

① 多言語化の実証 (2.9億)

多言語化の実現に向けた英語以外の言語による実証

② NHKワールドTVのプロモーション活動 (1億)

- ・国内外の国際空港でのNHKワールドTVのプロモーション視聴
- ・外国のTVスポット広告によるPR
- ・国際線の機内上映システムでのPR 等

○ 要請書の変更(追記)

3 その他必要な事項

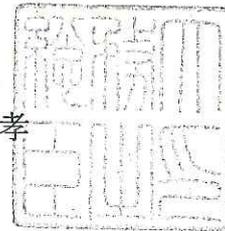
- (5) 英語以外の外国語による放送の取組を試行的に行うなど、多言語化に向けて、必要な取組を進めること。



総情国第12号-2
平成26年4月1日

日本放送協会
会長 靱井 勝人 殿

総務大臣
新藤 義孝



平成26年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算（平成26年度予算（平成25年度補正予算を含む。））において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

以上

(教示書)

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第2項の規定に基づき、次のことを教示します。

- 1 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、行政不服審査法第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

なお、異議申立手続等は、放送法（昭和25年法律第132号）第180条の規定により、電波法（昭和25年法律第131号）第7章（第83条から第99条まで）の規定にのっとり行われます。

- 2 この処分については、放送法第180条の規定に基づき、電波法第7章の規定が準用されるため、処分の取消しの訴えを提起することはできませんが、上記1の異議申立てに対する決定に対しては、行政事件訴訟法第14条の規定により、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として東京高等裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

◎放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

（目的）

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようになつていくこと。

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四 （略）

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二～二十九 （略）

（放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2～6 (略)

7 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8～11 (略)

(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)

第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第九十一条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第二十六条 協会は、第二十条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり

、当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第八十二条第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。

3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、協会以外の基幹放送事業者の意見を聴かなければならない。

4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

（国際放送の実施の要請等）

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4 協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。

5 第二十条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

（国際放送等の費用負担）

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内で行なければならない。

（放送番組の編集等）

第八十一条 （略）

2・3 （略）

- 4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにならなければならない。
- 5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにならなければならない。
- 6 (略)

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第十八条第二項(定款変更の認可)、第二十条第八項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第二十条第九項(提供基準の認可)、同条第十項(任意的業務の認可)、第二十二条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第六十四条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第六十五条第一項(国際放送等の実施の要請)、第六十六条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第七十一条第一項(収支予算等の認可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)

(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第一百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第一百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第一百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第百六十七条第一項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)

平成27年2月9日

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令
の一部を改正する省令案について
(平成27年2月9日 諮問第4号)

[ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の実施に必要な
技術的条件に関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

(齋田課長補佐、吉田係長)

電話：03-5253-5810

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令案について

1 改正の背景

放送・通信分野において、新たな映像符号化方式や伝送路符号化方式等に関する研究開発や標準化が進展している。超高精細な映像によるテレビジョン放送に関する国際標準の策定も行われており、放送の高画質化への取組が世界的に加速している。

また、ケーブルテレビ分野に関しても、我が国の全世帯の過半数が加入するという状況に至っており、放送のみならず多様なサービスを提供する重要な情報通信基盤の一つとして発達してきた。しかし、OTTなどの他の映像配信サービスとの競争が激化することが予想され、更なる視聴者の高度なニーズへの対応も不可欠である。

このような状況の下、総務省では平成25年6月、超高精細な映像を活用した放送を早期に実現するため、「放送サービスの高度化に関する検討会」において、ロードマップを策定・公表した。平成26年6月からは、昨年「放送サービスの高度化に関する検討会」において策定したロードマップに沿った4Kの試験放送が衛星放送、ケーブルテレビ、IPTVにおいて開始されるなど、4K放送の普及促進に向けた積極的な取組が進められている。

さらに、「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」において、同ロードマップ策定以降の状況変化を踏まえつつ、4K・8Kサービスの早期実用化に向けて着実に取組を進めるため、「4K・8K推進のためのロードマップ」が新たに策定された。

このような背景を踏まえ、ケーブルテレビの高度化を図るため、必要な技術的条件に関して、平成26年8月より情報通信審議会において審議が進められ、平成26年12月、ケーブルテレビシステムの技術的条件のうちケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件について、同審議会より一部答申を受けたところである。

当該一部答申を踏まえ、ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の実施に必要な技術的条件に関する制度整備を図るため、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部改正を行うものである。

2 諮問の内容

- (1) 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成23年総務省令第95号）の一部改正関係

超高精細度テレビジョン放送の導入に伴い、デジタル有線テレビジョン放送方

式、標準衛星デジタルテレビジョン放送方式及び広帯域伝送デジタル放送方式の伝送路符号化方式、多重化方式、映像符号化方式、音声符号化方式等の関係規定を整備する。

3 施行期日

公布の日から施行。

但し第 18 条第 1 項の規定は、改正後の有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までの間は、従前の例による。

4 その他

その他、電波監理審議会への諮問を要しない省令及び告示に係る規定の整備を予定しているところ、その対象は次のとおり。

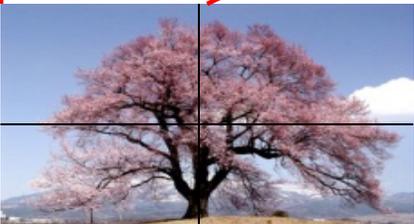
- ・ 放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）の一部を改正する省令案
- ・ デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成を定める件（平成 23 年総務省告示第 311 号）の一部を改正する告示案
- ・ 自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合に、伝送制御信号により伝送される記述子の構成を定める件（平成 23 年総務省告示第 312 号）の一部を改正する告示案
- ・ 有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件（平成 23 年総務省告示第 315 号）の一部を改正する告示案
- ・ スクランブルの方式を定める件（平成 26 年総務省告示第 235 号）の一部を改正する告示案
- ・ 搬送波のレベルと雑音のレベルとの比の算出方法を定める告示案（新規告示）
- ・ デジタル有線テレビジョン放送方式に関する高度有線テレビジョン放送システムフレームの構成を定める告示案（新規告示）

- 超高精細な映像によるテレビジョン放送に関する国際標準の策定など、放送の高画質化への取組が世界的にも加速しており、視聴者の高度なニーズへのより一層の対応が不可欠。
- ケーブルテレビの高度化のために必要な技術的条件に関して、平成26年8月より情報通信審議会において審議が進められ、平成26年12月、ケーブルテレビシステムの技術的条件のうちケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件について、同審議会より一部答申を受けたところ。
- これを踏まえ、ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の実施に必要な技術的条件に関する制度整備を図るため、今般、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部改正を行うもの。

	高度なデジタル有線テレビジョン放送方式	複数搬送波伝送方式	既存のデジタル有線テレビジョン放送方式	衛星基幹放送 (BS/110度CS) のパススルー伝送方式
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・4K・8Kを、周波数利用効率が良い新たな伝送方式を用いて伝送可能 ・4K・8Kに対応できるよう1チャンネルあたりの伝送容量を向上。 (約38Mbps→約50Mbps) ・更に複数のチャンネルを連結し周波数利用効率を向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・4K・8Kを、複数のチャンネルを分割して既存設備を活用して伝送し、受信機で合成することで伝送可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・4Kを、圧縮効率の高い新たな方式で圧縮することで、1つのチャンネルで、既存設備を活用して伝送可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・4K・8KのBS放送・110度CS放送を、ケーブルテレビでそのまま変換せずに伝送可能
該当条文	(第11条第2号等)	第2章第2節(第9条～第12条) (第11条第3項第3号等)	第2章第4節(第17条～第19条) (第11条第3項第2号等)	

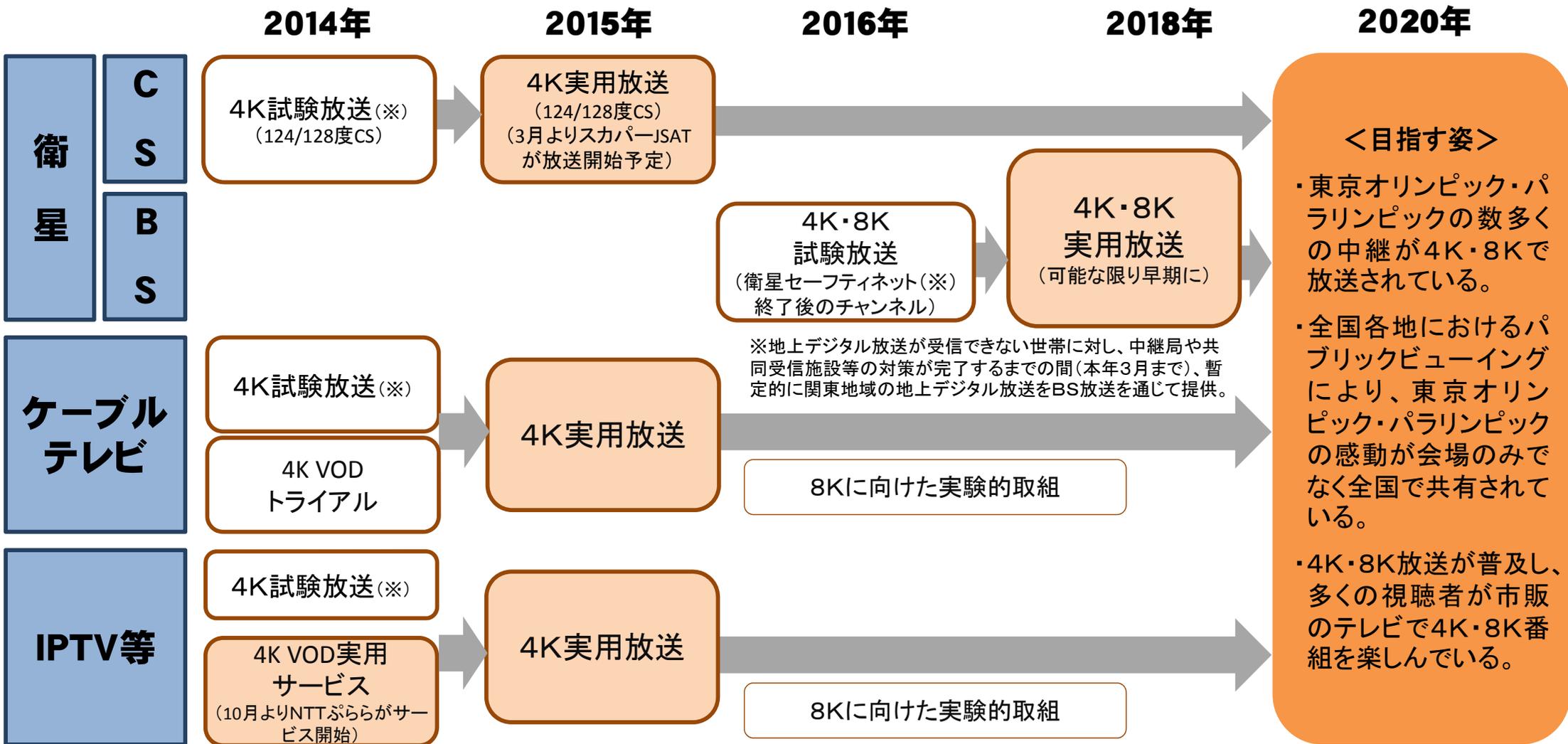
(参考1) 4K・8Kとは

- 地上放送のデジタル移行が完了(2012年3月末)し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質(いわゆるスーパーハイビジョン)の映像の規格が標準化(2006年、ITU(国際電気通信連合))。規格は、「4K」「8K」(Kは1000の意。)の二種類(現行ハイビジョンは「2K」)。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

	解像度	画面サイズ(例)	実用化状況
2K	 <p>約200万画素 $(1,920 \times 1,080)$ $= 2,073,600$ 約2,000 = 2K</p>	32インチ等 	テレビ (HDTV:地デジ等)
4K	 <p>2Kの4倍 約800万画素 $(3,840 \times 2,160)$ $= 8,294,400$ 約4,000 = 4K</p>	50インチ等 	映画 (デジタル制作・配信)
8K	 <p>2Kの16倍 約3,300万画素 $(7,680 \times 4,320)$ $= 33,177,600$ 約8,000 = 8K</p>	85インチ等 	実験段階 (パブリックビューイング)

(参考2) 4K・8K推進のための新たなロードマップ(2014年9月公表)

- 「放送サービスの高度化に関する検討会」において、ロードマップを策定(2013年6月)。
- それを受け、2014年2月より「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」を開催し、ロードマップの取組の具体化・加速化について検討を進め、2014年9月に中間報告を策定・公表。
- 今後も更に4K・8Kの普及を図っていくため、フォローアップ会合を継続し、課題等の検討を実施。



※: 2014年6月より一般社団法人次世代放送推進フォーラムが「Channel 4K」を放送開始

(参考3) 4K試験放送の開始

- 次世代放送推進フォーラム等が、2014年6月2日より4Kの試験放送を衛星放送(CS)、ケーブルテレビ、IPTVにおいて同時に開始。

試験放送の概要

- (1) チャンネル名称 Channel 4K(ちゃんねるよんけい)
- (2) 放送主体 一般社団法人 次世代放送推進フォーラム(NexTVフォーラム)
- (3) 視聴可能なメディア
 - ① 東経124/128度CSデジタル放送 チャンネル番号502
 - ② ケーブルテレビ
 - ③ IPTV
- (4) 番組編成
 - 平日7時間(12時~19時)、土・日・祝日12時間(10時~22時)の編成。
以下のリピート放送を実施
 - ・ NexTVフォーラム会員社制作の4Kの放送番組
(音楽、スポーツ、ドラマ、自然・紀行等多様なジャンルの19番組)
 - FIFAワールドカップサッカー(ブラジル)について、決勝戦を含む4試合を放送(録画)。
- (5) 視聴料金 無料
- (6) 視聴方法
 - 衛星放送
「4Kテレビ」、「専用のチューナー」及び衛星放送を受信するための「アンテナ」が必要。
※家庭で受信可能なのは当面衛星放送のみ。全国の家電量販店店頭でも視聴可能。
 - ケーブルテレビ
全国56箇所(43事業者)※でパブリックビューイングを実施。

※ 日本ケーブルテレビ連盟資料より(2014年10月31日現在)



放送開始式典におけるカウントダウンの様子

4K
Channel



(参考4) 高度なデジタル有線テレビジョン放送方式の主な技術基準

項目	<追加> 高度なデジタル有線テレビジョン放送方式				<既存:有線品質省令第2章第2節> 既存のデジタル有線テレビジョン放送方式※1	
	変調方式	256QAM (OFDM)	1024QAM (OFDM)	4096QAM(符号化率4/5) (OFDM)	4096QAM(符号化率5/6) (OFDM)	64QAM (シングルキャリア)
搬送波の周波数	90~770MHz					
ヘッドエンド 入力信号	高度広帯域衛星デジタル放送の16APSK(7/9)の場合は15dB以上、 16APSK(9/10)の場合は21dB以上とし、その他は現行通り。				ビット誤り率 地デジ 1×10^{-4} 以下 衛星 1×10^{-8} 以下	
搬送波の周波数 の許容偏差	±20kHz以内					
搬送波レベル (平均値)	49~81dB μ V	56~81dB μ V	60~81dB μ V	63~81dB μ V	49~81dB μ V	57~81dB μ V
他の搬送波の レベルとの差	10dB又は16dB以内※2				10dB以内	
雑音のレベル との差(CN比)	26dB以上	33dB以上	37dB以上	40dB以上	26dB以上	34dB以上
反射による電磁 波レベルとの差	1.5 μ s以上で -30dB以下				1.5 μ s以上で -35dB以下	
妨害波のレベル との差 (単一周波数)	-28dB以下	-32dB以下	-38dB以下	-38dB以下	-26dB以下	-34dB以下

※1: 既存のデジタル有線テレビジョン放送方式の技術基準は、
複数搬送波伝送方式にも適用される。

※2: 「他の搬送波のレベルとの差」の組み合わせは右表のとおり。

	J.382 256QAM	J.382 1024QAM	J.382 4096QAM
J.382 256QAM	10dB以内		16dB以内
J.382 1024QAM	10dB以内		10dB以内
J.382 4096QAM	16dB以内	10dB以内	
J.83 Annex C 256QAM	10dB以内		10dB以内
J.83 Annex C 64QAM	10dB以内		16dB以内
OFDM(地上デジタル放送方式)	10dB以内		16dB以内

(参考5) 衛星基幹放送のパススルー伝送方式の主な技術基準

項目	<追加> 衛星基幹放送のパススルー伝送方式		<既存:有線品質省令第2章第4節> 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式(BS)、 広帯域伝送デジタル放送方式(110度CS)	
			BS	110度CS
変調方式	16APSK(符号化率7/9以下)	16APSK(符号化率9/10以下)	BPSK,QPSK,TC8PSK (標準方式はTC8PSK)	BPSK,QPSK,TC8PSK (標準方式はQPSK)
搬送波の周波数	1035.05~1485.87MHz, 1578.57~2067.43MHz ただし、1356.36MHzを追加	1035.05~1485.87MHz, 1578.57~2067.43MHz ただし、1356.36MHzを追加	1035.05~ 1485.87MHz	1578.57~ 2067.43MHz
ヘッドエンド 入力信号	CN比 15dB以上	CN比 21dB以上	ビット誤り率 1×10^{-8} 以下	
搬送波の周波数の許容偏差	±1.5MHz以内			
搬送波レベル (平均値)	48~81dB μ V		47~81dB μ V	
他の搬送波のレベルとの差	3dB以内 (隣々接チャンネル間)			
雑音のレベルとの差(CN比)	13dB以上	17dB以上	11dB以上(TC8PSK)	8dB以上(QPSK)
反射による電磁波レベルとの差	0.2 μ s以上で -18dB以下	0.2 μ s以上で -22dB以下	0.1 μ s以上で -15dB以下	
妨害波のレベルとの差 (単一周波数)	-14dB以下	-19dB以下	-13dB以下	

平成27年2月9日

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の
実施基準の認可について
(平成27年2月9日 諮問第5号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(佐藤課長補佐、広瀬係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可について

1 申請の概要

平成26年11月25日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号）第1条による改正後の放送法（昭和25年法律第132号）（以下「新放送法」という。）第20条第9項の規定に基づき、同条第2項第2号及び第3号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）の実施基準についての認可申請があった。

認可申請があった実施基準案は、別紙1のとおりであり、総則及び共通事項のほか、インターネット活用業務を「2号受信料財源業務」「2号有料業務」「3号受信料財源業務」「3号有料業務」の4類型に分け、それぞれの業務について業務の内容、実施方法等を定めたものとなっている。

2 審査の経緯等

総務省においては、実施基準の認可に当たり、手続の透明性や認可の適否の予見可能性を確保するため、平成26年11月14日に、今般法定された実施基準の認可基準（新放送法第20条第10項各号に定める基準をいう。）その他関連条文の解説とともに、具体的な審査項目を示した「放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン」を、意見募集を実施した上、参考資料のとおり整備を行った。

認可申請があった実施基準案については、上記の審査ガイドラインにおける審査項目に照らして検討を行った結果、次の条件を付すことを前提として認可することが適当である旨、その時点での総務省の考え方を別紙2のとおり取りまとめた。

また、今回の認可申請については、放送法の改正後初めて行われたものであり、総務大臣として認可の適否の判断を初めて示すものであることから、透明性の高いプロセスの下で、広く国民・視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めることが適当と判断し、上記の総務省の考え方について広く意見の募集を実施した。

<認可条件案>

1. インターネット活用業務の実施に当たっては、公共放送としての先導的役割を踏まえ、国民・視聴者の放送番組の視聴に有効なものとなるよう取り組み、放送サービスの向上の観点から、当該業務の成果については、民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有に努めること。また、それらの関連事業者との積極的な連携に努めるとともに、当該業務の市場競争への影響や受信料の公平負担との関係及び透明性の確保を十分考慮すること。
2. 「試験的な提供」は、以下のとおり行うこと。
 - (1) 本提供は段階的に行うものとし、新たな提供はそれまでの結果を検証しつつ効率的に実施すること。また、現行の受信料制度を踏まえて行うこと。
 - (2) 本提供の実施財源は受信料であることを踏まえ、試験としての目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うこと。
3. 毎年度の四半期ごとに、1. 及び2. を含め、インターネット活用業務の実施状況を示す書類を総務大臣に提出すること。

3 結論

意見募集の結果（別紙3）、総務省の考え方を変更する必要は認められないことから、原案のとおり条件を付して認可することとしたい。

【参考条文】

● 放送法（昭和25年法律第132号）

※ 放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号）による改正後の条文

（業務）

第二十条（略）

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一（略）

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するもの及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）。

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。

四～九（略）

3～8（略）

9 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法

二 第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項

三 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

四 その他総務省令で定める事項

10 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一 第十五条の目的の達成に資するものであること。

二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。

五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。）の利益を不当に害するものでないこと。

11～15（略）

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第十八条第二項(定款変更の認可)、第二十条第八項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第二十条第九項(実施基準の認可)、同条第十四項(任意的業務の認可)、第二十二条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第六十四条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第六十五条第一項(国際放送等の実施の要請)、第六十六条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第七十一条第一項(収支予算等の認可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第一百六条の三第一項(経営基盤強化計画の認定)、第一百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第一百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第一百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第百六十七条第一項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)

● 放送法及び電波法の一部を改正する法律

附 則

(準備行為)

第二条 第一条の規定による改正後の放送法(以下「新放送法」という。)第二十条第九項の認可及び新放送法第百七十七条の規定による電波監理審議会に対する諮問並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

放送法第20条第2項第2号および第3号の業務の実施基準 (案)

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号）による改正後の放送法（以下「法」という。）第20条第9項の実施基準を、以下のとおり定める。

第1部 総則

1 この基準における用語は、次の定義に従うものとする。

(a) 放送番組等

協会が放送したまたは放送する放送番組およびその編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。）（法第20条第2項第2号に規定するものをいう。）

(b) 理解増進情報

協会が放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（放送番組または当該情報を編集したものを含む。）（法第20条第2項第2号に規定するものをいう。）

(c) 2号受信料財源業務

放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送に該当するものおよび協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供する業務を除く。）（法第20条第2項第2号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの

(d) 2号有料業務

放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送に該当するものおよび協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供する業務を除く。）（法第20条第2項第2号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの

(e) 3号受信料財源業務

放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者および外国放送事業者を除く。）に提供する業務（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。）（法第20条第2項第3号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの

(f) 3号有料業務

放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者および外国放送事業者を除く。）に提供する業務（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。）（法第20条第2項第3号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの

(g) 対象業務

(c)から(f)までの総称

- 2 この基準中、放送番組についての記述は、特にことわりのない場合、いずれも、国内基幹放送、国際放送および協会国際衛星放送におけるテレビジョンおよびラジオの放送番組を含む。
- 3 この基準中、理解増進情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲に限る。
- 4 対象業務は、放送番組等を、電気通信回線を通じて一般の利用に供しまたは放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供することにより、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する。^{【注1】}
- 5 対象業務は、協会の任意業務として適切な費用の範囲内で実施し、その業務に要する費用は、毎年度作成・公表する実施計画および実施状況に関する資料において明らかにする。

【注1】 法20条第1項の業務として、取材・番組制作、受信料の契約・収納、職員採用等の業務を実施するために、または公共放送の事業案内、事業活動に関する情報公開、調査研究の目的で、それらの目的に照らして一般に認められる程度・態様において、専ら受信料を財源として放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供し、または放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供することがある。

第2部 2号受信料財源業務

1 業務の内容

① 放送番組の提供

(a) 協会が放送しようとする放送番組（以下「放送予定番組」という。）

- ・ 放送番組の周知・広報のための提供であって、特に必要と認めるもの

(b) 協会が放送している放送番組（以下「放送中番組」という。）

- ・ ラジオ第1放送、ラジオ第2放送およびFM放送の放送番組（全国放送および地域放送）の提供
- ・ 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の提供
- ・ 災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものを伝える国内テレビジョン放送の放送番組の提供（災害時における情報の提供については平時においてその実施訓練を行う場合を含む。）
- ・ 放送開始後の視聴の利便を図るため、国内テレビジョン放送の放送番組の放送時間内において、時差再生可能な形で行う当該放送番組の提供（ハイブリッドキャスト^{【注2】}対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器を対象とする。）

(c) 協会が放送した放送番組（以下「既放送番組」という。）

- ・ 広く視聴者が享受できるようにするため特に受信料を財源として提供することが適当と認めるものの提供

② 理解増進情報の提供

(a) 放送番組を周知・広報するもの

(b) 放送番組等を再編集したもの

(c) 放送番組の内容を解説・補足するもの

(d) 放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの

(e) 既放送番組の一部を編集したものまたは当該番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの

(f) その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報

③ ①および②については、①(b)のラジオ第1放送、ラジオ第2放送およびFM放送の放送番組の提供対象地域を日本国内に限るほか、提供対象地域には制限を設けないことを基本とする。

【注2】 一般社団法人IPTVフォーラムが策定した「ハイブリッドキャスト技術仕様」に基づく放送・通信連携サービスをいう。

2 業務の実施方法

- ① 放送番組等の提供は、協会が管理するドメイン^{〔注3〕}を利用して行うことを原則とする。外部ドメインを用いる場合は、契約等により、提供する情報が協会の管理下にあることを確保する。
- ② 放送番組等の提供は、端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める。
- ③ 放送番組等の提供については、当該番組等が有する社会的意義を勘案しつつ、個々の提供の必要性・有効性がなくなったと判断した時点で終了する。
- ④ 1①(b)の国内テレビジョン放送の放送番組の提供については、実施の都度、提供した放送番組および提供時間を協会のホームページにおいて公表する。
- ⑤ 理解増進情報の提供にあたっては、特定の放送番組との対応関係を協会のホームページに常時掲載する。
- ⑥ 放送番組等の提供にあたっては、利用者の利便に資するため、電子メールアドレスその他の必要な情報の登録を求めたうえで、当該利用者の利用履歴等に応じた順序や態様で提示することがある。
- ⑦ 放送番組等の視聴・閲覧等の利便に資するためのソフトウェアを提供することがある。

3 試験的な提供

2号受信料財源業務に係るサービスの向上・改善の検討に資するため、1および2の規定にかかわらず、別紙のとおり試験的な放送番組等の提供を行う。

4 業務実施に要する費用

- ① 実施に要する費用は、各年度の受信料収入の2.5%を上限とする。
- ② 要した費用については、各年度の終了後、その内訳とともに公表する。

5 料金その他の提供条件

- ① この業務は、利用者に対価を求めることなく実施する。
- ② 提供する放送番組等の一部について、必要に応じ、その提供対象を受信契約者に限定することがある。

6 利用規約の作成等

- ① 利用者保護の観点から、2号受信料財源業務に係るサービスについては、あらかじめ、

サービスの内容を公表するとともに、協会および利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表する。

- ② 2⑥の電子メールアドレスその他の必要な情報の登録を求める場合を含め、2号受信料財源業務に係るサービスの提供に際して利用者に関する個人情報その他の情報（以下「個人情報等」という。）を取得する場合は、①の利用規約の中で次に掲げる事項を明示する。
 - (a) 当該サービスの利用にあたって、利用者に関する個人情報等の提供が必要となること
 - (b) 協会は、利用者に関する個人情報等を7に定めるところにより適切に取り扱うこと

7 個人情報等の保護

放送番組等の提供にあたって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、「NHK個人情報保護方針」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講じる。

【注3】 協会が管理するドメインとして、nhk.or.jp、nhk.jp などがある。

第3部 2号有料業務

1 業務の内容

- ① 2号有料業務は、国内基幹放送の既放送番組および当該番組に係る理解増進情報を、一般の求めに応じ、有料で電気通信回線を通じてその利用に供することを内容とする。ただし、周知・広報のために必要と認めるときは、国内基幹放送の放送予定番組または放送中番組に係る理解増進情報を利用に供することがある。
- ② ①の理解増進情報の範囲は、第2部の1②と同じものとする。
- ③ 2号有料業務に係るサービスを、「NHKオンデマンドサービス」（以下、第3部において「本サービス」という。）と称する。このうち、①の放送番組等を当該放送番組の放送後1～3週間程度のあらかじめ定めた期間配信するサービスを「見逃し番組サービス」と、見逃し番組サービスで提供する放送番組よりも過去の既放送番組および当該番組に係る理解増進情報を、一定期間または期間を定めずに配信するものを「過去番組サービス」という。
- ④ 契約種別は、次のいずれかとする。
 - (a) 単品等・・・放送番組等の中から1本（以下「単品」という。）または複数本をまとめ

たパック（以下「複数本パック」という。）を単位に、そのつど課金して利用可能とするもの

- (b) 見放題パック・・・個々の放送番組等の入れ替わりがあることを前提とした特定範囲の複数本の放送番組等を一括対象とし、一定期間、利用可能とするもの
- ⑤ 本サービスの提供対象地域は日本国内を基本とする。

2 業務の実施方法

- ① 本サービスの提供は、次のいずれかの方法による。
 - (a) 直接提供型・・・協会が、電気通信回線を通じて利用者に直接提供する方法
 - (b) プラットフォーム経由型・・・第三者が実施する動画配信サービスにおける動画管理、顧客管理、課金管理その他の基本機能（以下「プラットフォーム機能」という。）を介して提供する方法
- ② 理解増進情報を提供するにあたっては、関連している特定の放送番組を示して行う。

3 料金その他の提供条件

- ① 本サービスの利用料金は、本サービスに対する需要動向等のデータに基づき、本サービスの種類ごとに次の考え方により定め、協会のホームページに明示する。これを変更するときも同様とする。
 - (a) 単品等・・・単品は、その放送番組等の長さ、画質、権利処理に要した費用および市場性を、複数本パックは、その構成する放送番組等の単品料金の額および本数ならびに市場性を、それぞれ総合的に勘案して定める。
 - (b) 見放題パック・・・提供期間、対象となる放送番組等の本数、画質、権利処理に要した費用および市場性を総合的に勘案して定める。
- ② ①の料金を定め、または変更するにあたっては、次の点を考慮するものとする。
 - (a) 利用者の利益を不当に害しないこと
 - (b) できる限り収入総額の増加に寄与するようにすること
 - (c) 一般的な料金水準に比し、著しく低額にならないようにすること
- ③ ②の(a)または(c)に定める事項に適合しないこととなったと認めるときは、その是正のために必要な措置をとる。
- ④ 本サービスの利用の促進に資するため、①および②の規定にかかわらず、次に掲げる料金の特例措置を行うことがある。
 - (a) 利用料金を一時的に減額または無料とする措置

- (b) 本サービスの一部を割引料金または無料で利用できる利用権を付与し、または付与させる措置
- ⑤ ④の特例措置は、次の条件を満たすものとする。
 - (a) 利用者間およびプラットフォーム事業者（本サービスのためにプラットフォーム機能を提供し、または提供を予定する事業者をいう。以下同じ。）間の公平を不当にゆがめないこと
 - (b) 同種のサービスを提供する他の事業者による類似の措置に比し、適切なものであること
- ⑥ 本サービスを利用するために必要となる端末機器やソフトウェア等の諸条件は、技術の進歩やこれらの普及の程度および協会が負担することとなる費用を勘案しつつ、広く国民が利用できるよう定めるものとし、協会のホームページにおいて具体的に明示する。
- ⑦ ⑥の規定にかかわらず、プラットフォーム経由型による場合、⑥の諸条件は、当該プラットフォーム事業者が定めたものによる。
- ⑧ 提供端末における操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。プラットフォーム経由型による場合は、当該プラットフォーム事業者とともに、同様に取り組む。
- ⑨ 本サービスの利用希望者との契約締結を、正当な理由なく拒まない。

4 利用規約の作成等

利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、次に掲げる事項を含む利用規約を定めて公表する。

- (a) 本サービスを利用するには会員登録の申し込みを行う必要があること、および、その申し込みに虚偽の内容がある等、本サービスの提供に支障を生じるおそれがある場合には、協会が当該会員登録の申し込みを承諾しない場合があること。（ただし、プラットフォーム経由型においてコンテンツ利用の申し込みが可能な環境にあるときは、本サービス専用の会員登録を不要とすることがある。）
- (b) 本サービスの利用料金は別に定め、個別の利用申し込みを受け付ける画面に表示すること
- (c) 利用者によるコンテンツ利用の申込方法および協会による承諾の通知方法
- (d) 本サービスの利用に障害が発生した場合、協会は、速やかにシステム状況を調査し、協会の設備（協会が本サービスの提供のために必要な業務の一部を委託した者の設備を含む。）によるものであったときは、協会の責任において正常化のための必要な措置を講じるものとする。ただし、プラットフォーム経由型による場合、当該プラットフォーム

事業者の設備は、その事業者が調査および必要な措置を行い、協会と連携して異常の解消にあたること。

- (e) コンテンツ利用は個人としての視聴に限るものとし不特定または多数人に視聴させてはならないこと等の利用者の禁止事項
- (f) 協会は、利用者に関する個人情報等を、別に定める「NHK個人情報保護方針」および「NHK個人情報保護規程」に則り適切に取り扱うものとする
- (g) 協会は、(f)に定める個人情報等を、本サービスの提供および広報、本サービスの向上を目的とする利用者意向調査およびアンケートの実施、利用者からの問い合わせへの対応ならびに利用規約違反、利用料金の未払い等利用者の債務不履行等の是正のために取る措置の目的以外には利用しないこと
- (h) 本サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止および解除の条件
- (i) 本サービスを終了する場合には、協会が利用者に対して事前に予告すること（なお、プラットフォーム経由型による場合には、利用者に対する予告に必要な期間を確保できるよう措置する。ただし、プラットフォーム事業者によるサービス継続が不可能となった契約解除の場合は、当該動画配信サービスを介した本サービスの利用者への事前の告知ができない場合がある。）
- (j) (a)から(i)までに定めるもののほか、協会および利用者の責任に関する事項等

5 個人情報等の保護

- ① 個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、「NHK個人情報保護方針」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講じる。
- ② プラットフォーム経由型による場合は、当該プラットフォーム事業者が①と同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契約において定める。

6 プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応

プラットフォーム事業者から本サービスに関し契約締結の申し入れを受けたときは、当該プラットフォーム事業者が、利用者との間に本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、または締結の予定がある者（資本関係等を通じこれらと同等の役割を果たす者を含む。）であって、契約条件に関する誠実な協議および客観的資料を通じ、本サービスの実施に要する次の条件を満たすと認める場合は、当該事業者と契約の締結を行う。契約を更新するときも同様とする。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に

業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。

- (a) 本サービスは原則として一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと
- (b) 協会が本サービスの利用に関する利用者との契約を行うこと
- (c) 協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること
- (d) 動画配信サービスの対価を差し引いた当該プラットフォームを通じた協会の収入見込みが、当該プラットフォーム事業者との契約に係り協会に新たに発生する初期費用および運用費用を下回らないこと
- (e) 直接提供型の実施に支障がないこと
- (f) その他、公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと、および、利用者の利便性に資する観点から問題が生じないこと

7 利用に関する契約の取り次ぎ

本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない。

8 周知・広報活動

本サービスの周知・広報は、協会の公共放送としての品位と信頼を確保するとともに、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務の目的に資するよう、実施する。

第4部 3号受信料財源業務

1 業務の内容

- ① 3号受信料財源業務は、次に掲げる場合に、放送番組等を、他の事業者（放送番組を、電気通信回線を用いて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業に用いさせる目的で提供する場合は放送事業者および外国放送事業者は除く。）に限る。以下「3号対象事業者」という。）に無料で提供することを内容とする。
 - (a) 災害等の緊急時における情報提供を行う場合
 - (b) 協会国際衛星放送および国際放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するためにその放送番組を提供する場合
 - (c) その他公益上特に意義がある場合
- ② ①の理解増進情報の範囲は、第2部の1②と同じものとする。

2 業務の実施方法

- ① 提供は、電気通信回線を通じた伝送、放送番組等を記録した媒体の交付その他の方法により行う。
- ② 理解増進情報を提供するにあたっては、関連している特定の放送番組を示して行う。

3 料金その他の提供条件

- ① 3号対象事業者が放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供するにあたっては、原則として利用者にその利用の対価を求めないことを提供の条件とする。
- ② 3号対象事業者における放送番組等の使用の目的・態様が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提供しない。
 - (a) 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき
 - (b) 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき
 - (c) 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するおそれがあるとき
 - (d) 利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や、広告収入を目的に行うサービスにあつては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき
 - (e) 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものと認めるとき
 - (f) 3号対象事業者が、当該提供により過大な利益を得ることとなると認めるとき
 - (g) 2号受信料財源業務に係るこの基準の定める規律を没却するおそれがあるとき

4 業務実施に要する費用

- ① 実施に要する費用は、年額1億円程度を上限とする。
- ② 要した費用については、各年度の終了後、その内訳とともに公表する。

第5部 3号有料業務

1 業務の内容

- ① 3号有料業務は、国内基幹放送の既放送番組および当該番組に係る理解増進情報を、3号対象事業者からの求めに応じ、有料で提供することを内容とする。ただし、周知・広報のために必要と認めるときは、国内基幹放送の放送予定番組または放送中番組に係る理解増進情

報を提供することがある。

- ② ①の理解増進情報の範囲は、第2部の1②と同じものとする。

2 業務の実施方法

- ① 3号対象事業者からの放送番組等の提供の求め（以下「提供の求め」という。）があったときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する。
- ② 提供は、放送番組等を記録した媒体の交付その他の方法により行う。
- ③ 3号有料業務に係る営業活動は、協会の公共放送としての品位と信頼を損なうことのないよう、公正かつ適正な方法により行うものとする。
- ④ 理解増進情報を提供するにあたっては、関連している特定の放送番組を示して行う。

3 料金その他の提供条件

- ① 提供の求めまたは提供の求めに係る放送番組等の使用の目的・態様が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは提供しない。
- (a) 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき
- (b) 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき
- (c) 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するおそれがあるとき
- (d) サービスの利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や広告収入を目的に行うサービスにあつては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき
- (e) 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものであると認めるとき
- (f) 料金が支払われることが不確実であると認めるとき
- ② ①の各号のいずれにも該当しないときは、次に掲げる観点を総合的に考慮して、提供の可否および提供する放送番組等、利用者への提供期間その他の諸条件を判断し、当該提供の求めに係る事業者と合意したところにより提供する。
- (a) 広く一般の利用者による放送番組等の活用機会の拡大に資するか否か
- (b) 提供に要する費用を賄うのに足る提供料収入があるか否か（ただし、公共の利益に資すると認められるときその他特に理由がある場合はこの限りでない。）
- (c) 2号有料業務との関係
- (d) 当該提供の求めに係る事業者以外の3号対象事業者への提供条件との公平性
- ③ 提供は、提供料等の提供条件、利用許諾に関する事項その他必要な事項を明確に定めた提供契約を締結して、行う。

- ④ 提供にあたっては、協会との取引関係および資本関係の有無にかかわらず、特定の事業者を不当に差別的に取り扱わない。

第6部 共通事項

1 施行日

- ① この基準は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号）の施行の日から施行する。
- ② 放送法第20条第2項第2号の業務の基準（平成24年1月18日総務大臣認可）は、①に規定する日の前日をもって廃止する。

2 実施計画の策定・公表

- ① 対象業務については、各事業年度の開始前に収支計画を含めた主要な業務ごとの実施計画を策定・公表し、これに則って実施する。
- ② 各事業年度の実施計画は、必要に応じ、年度途中で変更することがある。
- ③ 実施計画の策定にあたっては、市場競争への影響も考慮要素とする。

3 実施状況に関する資料の作成・公表

対象業務の実施状況については、各事業年度の終了後に収支実績を含めた主要な業務ごとの資料を作成し、公表する。

4 実施状況の評価および改善

- ① 対象業務の実施状況については、毎年度、技術の発達および需要の動向、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係その他の事項を勘案して評価を行うとともに、その結果に基づき、必要があると認める場合には、当該業務の改善を図るための措置（この基準の見直しを含む。）を講じる。
- ② 前項の評価結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

5 外部事業者の取り扱い

2号受信料財源業務または2号有料業務の一部を委託等により外部の事業者に担わせる場合（この場合の事業者を、以下「外部事業者」という。）、特定の外部事業者を不当に差別的に

取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わない。

6 重複提供の回避

原則として、同一放送番組が、2号受信料財源業務または3号受信料財源業務および2号有料業務または3号有料業務の両方で、期間および対象地域を重複して利用者に提供されることのないようにする。周知・広報の目的またはやむを得ない理由で、期間および対象地域を重複して提供されることとなるときは、利用者の利益および関係事業者の正当な利益を損なわないよう留意する。

7 利用者からの意見・苦情等への対応

- ① 2号受信料財源業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応する。
- ② 2号有料業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会が当該サービスの実施のために設置するNODコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応する。ただし、プラットフォーム経由型による当該サービスの利用方法や操作方法等に関する意見・苦情等は、当該プラットフォーム事業者の対応窓口で受け付け、内容に応じて協会または当該プラットフォーム事業者が対応するとともに、両方で連携して、当該サービスのより円滑な利用を促進する。
- ③ 協会のコールセンター等の受付窓口については、協会のホームページへの掲載等により周知に努める。

8 競合事業者等からの意見・苦情等への対応

- ① 対象業務の遂行状況に関してこれと同種のサービスを行う事業者または外部事業者から意見・苦情等が寄せられたときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する。
- ② ①の意見・苦情等については、外部委員からなる審査委員会に、対象業務と同種のサービスを行う事業者および外部事業者とのトラブルをあらかじめ防止し適切な解決を図るとともに、この基準に従って協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講じる。
- ③ ②の検討結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

9 広告の禁止

2号受信料財源業務および2号有料業務の実施にあたって、他人の営業に関する広告を行わない。

10 区分経理

- ① 2号有料業務および3号有料業務（以下「有料配信業務」と総称する。）に係る経理は、その他のものと区分して放送番組等有料配信業務勘定により整理する。
- ② 放送番組等を有料配信業務で使用するための一般勘定に対するコンテンツ使用料として、他の事業者と同水準の権料を放送番組等有料配信業務勘定の経費に計上する。
- ③ 有料配信業務とその他の業務に関連する費用については、別途公表する適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理する。この場合の主な考え方は次のとおりである。
 - (a) 放送番組等を電気通信回線を通じて一般に提供するために必要な権利確保に要する経費、第三者に対する権料、原盤の制作に要する経費、一般勘定資産の設備経費等については、その提供番組数の実績等に応じて、それぞれ放送番組等有料配信業務勘定に配賦する。
 - (b) 給与経費・退職手当および厚生費については、有料配信業務を実施する要員相当分を、放送番組等有料配信業務勘定に配賦する。
 - (c) 協会の業務全般に共通して要する共通管理費については、費用の特性に応じ、支出、要員数、専有面積等の実績により放送番組等有料配信業務勘定に配賦する。

11 有料配信業務の事業計画の策定

有料配信業務の実施にあたっては、単年度または複数年度の計画期間において収支相償するよう事業計画を策定するものとする。

12 収支差が生じた場合の扱い

- ① 放送番組等有料配信業務勘定の年度末における事業収支差損は、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。
- ② 繰越欠損金の解消後の放送番組等有料配信業務勘定の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、放送番組等有料配信業務勘定における翌期以降の有料配信業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。

13 検討

放送番組等有料配信業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、2号有料業務に係る

サービスのその後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、この基準の見直しその他必要な措置を講じる。

第2部の3の「試験的な提供」の内容は、以下のとおりである。

1 試験的な提供の目的

放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資すること。

2 試験的な提供の種類・内容

[試験的な提供A]

国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組のうち、3(2)に掲げる項目について検証するため、その検証に適した特定の生放送番組若干を、一般に対して試験的に提供する。

[試験的な提供B]

国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組を、受信契約者（その世帯構成員を含む。）から適正に募集・依頼する参加者を対象に、3(2)に掲げる項目について検証するため、1日16時間以内の範囲で、期間を限定して試験的に提供する。

3 試験的な提供の実施方法

(1) 規模

[試験的な提供A]

試験的な提供は、スポーツイベントの生放送番組から検証項目にふさわしいものを選定して実施する。対象イベントは年間5件程度（1日あたり最大4時間程度）を超えない範囲とする。

[試験的な提供B]

- (ア) 試験的な提供一回あたりの提供期間は、1週間から3か月以内とし、提供ごとに個別に定める。
- (イ) 参加者は、受信契約者（その世帯構成員を含む。）から募集した数千人から1万人以内の規模とし、提供ごとに個別に定める。

(2) 検証する主な項目

- (ア) 権利処理上の課題
- (イ) 配信システムへの負荷
- (ウ) 受信契約者を確認するための方法
- (エ) 配信に要する費用
- (オ) 視聴二ーズ
- (カ) その他

(3) 費用、提供条件等

第2部の規定の枠内とする。

(4) 公表等

- (ア) 実施日時（期間）、提供内容、費用等を含む試験計画を事前に作成し、公表する。
- (イ) 実施に際しては、試験的な提供であることを明示する。
- (ウ) 試験的な提供が終了する都度、提供した放送番組および提供時間を協会のホームページで公表する。試験結果については、終了後速やかに取りまとめ、協会のホームページで公表する。

受信料財源業務の費用の上限についての考え方

1 2号受信料財源業務

実施基準案では、2号受信料財源業務の実施に要する費用について、「各年度の受信料収入の2.5%を上限とする」こととしています。これは、以下のとおり、今後3年程度を見越して考えられる費用見込みを踏まえて検討した結果によるものです。

NHKは、現行放送法第20条第2項各号の規定に基づいて、次のような受信料を財源としたインターネット活用業務を実施してきました。

①放送法第20条 第2項第2号 の業務	放送済みの放送番組・編集資料を一般に提供する業務
②放送法第20条 第2項第5号 の業務	同条第1項の業務に附帯する業務 〔放送番組の周知・広報、災害・緊急情報、外国人向け 情報発信 等〕
③放送法第20条 第2項第8号 の業務	放送およびその受信の進歩発達に特に必要な業務として、 総務大臣の認可を得て行うもの 〔ハイブリッドキャスト、らじる☆らじる、クリエイ ティブライブラリー 等〕

放送法の改正に伴い、改正放送法の下で行う新たな2号受信料財源業務にはこれらすべてが含まれることとなり、上限設定の対象になります。

このうち、①の業務の費用は、総務大臣の認可を受けて定めた「放送法第20条第2項第2号の業務の基準」において「年間40億円程度を上限とする」と定めているものですが、平成26年度予算では約32億円を計上しています。

同じく平成26年度予算で、②の業務には約33億円、③の業務には約8億円を、それぞれ計上しています。

また、今回の上限の検討にあたっては、この業務に要する費用の透明性を向上させる観点から、費用の見積額に職員人件費も算入することとしました。他の業務と兼務する職員も含めた業務量を勘案すると、この業務にかかる職員人件費は、平成26年度予算で約31億円に相当します。

したがって、現在実施している業務を継続するためには、これらの金額を合わせた約105億円が必要になります。

今後3年間程度を見通すと、サービスの充実を図ること等による費用の増加が見込まれます。その主な要素は、テレビ国際放送の強化に伴う外国人向けネットサービスの充実、ハイブリッドキャストの普及促進、国内テレビジョン放送の放送と同時に行う「試験的な提供」、リオデジャネイロ・オリンピックへの取り組み、さらに、これらに伴って増加するインフラ経費や権利処理費用などで、合わせて30億円規模の増加が見込まれます。このうち、平成27年度には、テレビ国際放送関連のサービス充実、ハイブリッドキャストの普及促進、インフラ整備等に要する費用として、十数億円の増加を見込んでいます。また、職員人件費については、今後3年程度で大きな変動はなく約30～35億円程度であると見込んでいます。

したがって、今後3年程度の間、現在の費用に対して30億円余りの増加となり、約140億円程度になるものと見込まれます。さらに技術の進歩、社会情勢の変化および市場の動向などに対応して柔軟に業務が実施できるよう、上限値を「150～170億円規模」と設定することが必要であり、かつ、適当であると考えました。

実施基準において2号受信料財源業務の費用の上限を示すことが求められているのは、放送受信設備を設置した方からいただく受信料をインターネット活用業務に使用することには自ずと一定の限度があるためだと考えます。その趣旨に鑑みれば、費用の上限は、放送受信料のうちどの程度までをインターネット活用業務に充てるのかを受信料支払者の皆さんにお示しするという観点、つまり、受信料収入に対する比率の形で示すのが適当だと考えます。

上述の150～170億円という金額は、平成26年度予算における受信料収入(6,428億円)の2.33～2.64%に相当しますので、実施基準案では、これを踏まえ

て「受信料収入の2.5%」を上限とすることとしたものです。

いずれにしても、この「受信料収入の 2.5%」は、あくまでも2号受信料財源業務の費用の上限値として設定するものであって、実際の支出予算は、毎年度の予算編成の中でNHK全体の財政状況を踏まえて決定し、毎年度の実施計画で概要をお示しするとともに、国会の承認を得て確定し、NHK予算資料の中で公表していくこととなります。

2 3号受信料財源業務

テレビ国際放送の受信環境整備のために、番組提供という形で外国のネット配信事業者のチャンネルを確保するにあたっては、一定の対価を支払うことも想定されることから、その他の番組提供に要する費用も見込んで、「年額1億円程度」を上限とすることとしました。

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準 の認可申請に対する総務省の考え方

I 経緯等

平成26年11月25日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、同年6月20日に成立した「放送法及び電波法の一部を改正する法律」（平成26年法律第96号。以下「改正法」という。）による改正後の放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条第9項の規定に基づき、放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準について認可申請があった。協会からの申請の概要、申請に対する現時点における総務省の考え方等は以下のとおりである。

なお、放送法及び電波法の一部を改正する法律案に対しては、法第20条第9項の実施基準（以下「実施基準」という。）の認可に当たって、国民・視聴者や利害関係者からの意見等に適切に対応することや、協会は、少なくとも3年ごとに行う実施状況評価を着実に実施すること等を求める附帯決議¹が付されている。

II 申請の概要

協会においては、改正法の施行日に合わせて、協会がインターネットを通じて放送番組等を提供する業務（以下「インターネット活用業務」という。）を開始するため、新たに実施基準について総務大臣の認可申請を行ったものである。

協会から申請のあった実施基準案（以下「本案」という。）は別添のとおりであり、総則及び共通事項のほか、インターネット活用業務を「2号受信料財源業務」「2号有料業務」「3号受信料財源業務」「3号有料業務」の4類型に分け²、それぞれの業務について業務の内容、実施方法等を定めたものとなっている。

III 現時点における総務省の考え方

(1) 基本的な考え方

総務省においては、実施基準の認可に当たり、手続の透明性や認可の適否の予見可能性を確保するため、平成26年11月14日に、今般法定された実施基準の認可基準（法第20条第10項各号に定める基準をいう。）その他関連条文の解説とともに、具体的な審

¹ 「政府は、協会がインターネット活用業務を行おうとするときに定める実施基準の総務大臣の認可に関し、国民・視聴者や利害関係者からの意見、苦情等については適切に対応すること。また、協会は、インターネット活用業務について、少なくとも3年ごとに行うとされている実施状況評価を着実に実施すること。」(平成26年5月27日衆議院総務委員会)、「協会のインターネット活用業務については、その実施基準の認可及び認可基準の策定に当たって、利害関係者はもとより、広く国民・視聴者の意見を聴取し、寄せられた意見等に適切に対応すること。また、協会は、同業務について、事業計画及び業務報告書への明記や同業務の勘定に係る財務諸表の公表などにより、その透明性を確保するとともに、少なくとも3年ごとに行う実施状況評価を着実に実施し、評価結果に基づき業務改善に取り組むこと。」(平成26年6月19日参議院総務委員会)

² それぞれの業務の定義については、本案の「第1部 総則」の1～2ページを参照。

査項目を示した「放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン」³（以下「審査ガイドライン」という。）を、意見募集を実施した上、整備したところである。

本案の認可に当たっては、審査ガイドラインにおける審査項目に照らして、総務省の考え方について検討を行う。

なお、協会においては、本案の策定に当たり、検討の参考とするため、国民・視聴者から意見募集を実施したところであり、合計33件の意見が寄せられたところである。今般、本案の認可申請に対する「総務省の考え方」を取りまとめるに当たっては、これらの意見も参考にしつつ、検討を行ったものである。

（2）審査ガイドラインに照らした検討

1. 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第10項第1号関係）

① 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

法第15条で規定されている公共放送としての協会の目的に照らして適切な業務であることについて、本案においては、

ア インターネット活用業務の目的について、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、又は国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施すると記載されていること

イ 2号受信料財源業務及び2号有料業務については、現行の業務に加え、本案の参考資料によれば、新たに実施する業務については、テレビ国際放送の強化に伴う外国人向けネットサービスの充実、ハイブリッドキャストの普及促進、国内テレビジョン放送の放送と同時に行う「試験的な提供」等、公共放送として先導的な役割を担うことが期待される公共性の高い取組が中心となっていることや、3号受信料財源業務及び3号有料業務については、協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき等は放送番組等を提供しないこととされていること

から、適切な内容であると認められる。

また、法第83条第1項の規定により広告放送を禁止している趣旨を没却しないことについて、本案においては、

ア 2号受信料財源業務及び2号有料業務について、他人の営業に関する広告を行わない

イ 3号受信料財源業務及び3号有料業務について、利用者に協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や、広告収入を目的に行うサービスにあっては

³ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pdf/141114_01.pdf

当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるときは、放送番組等を提供しないこととされており、適切な内容であると認められる。

② 市場の競争を阻害しないこと

2号受信料財源業務及び3号受信料財源業務については、業務の実施に要する費用が重要な検討要素となるため、審査項目4「業務の実施に過大な費用を要するものでないこと」と併せ、別紙において考え方を示す。

2号有料業務について、本案においては、

ア 業務の内容について、現行のNHKオンデマンドサービスから大きく変えるものではないと認められること

イ 利用料金を定め、変更するに当たっては、一般的な料金水準に比し、著しく低額にならないようにすることとされていること

ウ 利用料金を一時的に減額又は無料とする措置については、同種のサービスを提供する他の事業者による類似の措置に比し、適切なものであることとされていること

から、本業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる。

また、3号有料業務についても、本案においては、放送番組等の提供に当たっては、当該提供の求めに係る事業者以外の事業者への提供条件との公平性を考慮することや、協会との取引関係及び資本関係の有無に関わらず、特定の事業者を不当に差別的に取り扱わないこととされていることから、本業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる。

以上から、これらの業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられるが、協会においては、その業務の実施に当たって、市場競争への影響を十分考慮することが求められる。

この点について、本案においては、実施計画の策定や実施状況の評価に際し、市場競争への影響を考慮・勘案することとされているものの、現時点においてその具体的な内容は明らかでない。したがって、協会においては、実施計画及び実施状況の評価結果の公表に当たって、その策定等においてどのように市場競争への影響を考慮・勘案したかについて明らかにすることが期待される。

なお、同種のサービスを行う競合事業者からの意見・苦情等の対応については、意見・苦情等が寄せられたときはこれを受け付け、適切かつ速やかに対応することとされており、その意見・苦情等については、外部委員からなる審査委員会に検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講じて公表することとされていることから、適切な

内容であると認められる。

③ 特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと⁴

本案においては、2号受信料財源業務又は2号有料業務の一部を委託等により外部事業者に担わせる場合、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わないこととされており、適切な内容であると認められる。

④ 外部事業者及び民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

本案においては、

ア 業務の遂行状況に関して、競合事業者又は外部事業者から意見・苦情等が寄せられたときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する

イ 上記アの意見・苦情等については、外部委員からなる審査委員会に、競合事業者及び外部事業者とのトラブルをあらかじめ防止し適切な解決を図るとともに、実施基準に従って協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講ずる

ウ 上記イの検討結果及び措置は、協会のホームページで公表することとされており、必要な措置を講ずるものであると認められる。

⑤ 営利を目的とする業務でないこと⁵

審査ガイドラインにおいては、有料業務について、法第20条第4項の規定に基づき、営利を目的としないことが必要と定めている。

本案においては、

ア 2号有料業務及び3号有料業務の実施に当たっては、単年度又は複数年度の計画期間において収支相償するよう事業計画を策定する

イ 繰越欠損金の解消後の放送番組等有料配信業務勘定の年度末における事業収支差益は、翌期以降の業務実施のため必要と判断される範囲で繰越しを行う場合を除き、原則として一般勘定への繰り入れを行う

ウ 放送番組等有料配信業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、2号有料業務に係るサービスのその後の利用料金の考え方について改めて検討し、実施基準の見直しその他必要な措置を講ずる

⁴ 本審査項目は2号業務のみの審査項目であり、3号業務の審査項目ではない。(審査ガイドライン第4及び第5参照)。

⁵ 本審査項目は有料業務のみの審査項目であり、受信料財源業務の審査項目ではない。(審査ガイドライン第4及び第5参照)。

こととされており、適切な内容であると認められる。

⑥ 営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること⁶

本案においては、2号有料業務については、

ア サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない

イ サービスの周知・広報は、協会の公共放送としての品位と信頼を確保するとともに、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務の目的に資するよう実施することとされている。また、3号有料業務については、営業活動は、協会の公共放送としての品位と信頼を損なうことのないよう、公正かつ適正な方法により行うこととされており、適切な内容であると認められる。

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第10項第2号関係）

① 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

本案に記載されている内容に照らして検討を行った結果は下記のとおりである。

A) 業務の種類

本案においては、2号業務／3号業務の別、受信料財源業務／有料業務の別が記載されており、適切な内容であると認められる。

B) 業務の内容

本案においては、

ア 提供する情報の内容については、放送番組のみ又は放送番組に対する理解の増進に資する情報（以下「理解増進情報」という。）のみを提供する場合はそれが記載されているとともに、両方提供する場合は「放送番組等」と記載されていること

イ 放送前の放送番組／放送中の放送番組／放送した放送番組の配信の別が記載されていること

ウ 国内放送／国際放送の別及びテレビ放送／ラジオ放送の別について、特にことわりのない場合、国内基幹放送、国際放送及び協会国際衛星放送におけるテレビジョン及びラジオの放送番組を含むこととされており、特定

⁶ 本審査項目は有料業務のみの審査項目であり、受信料財源業務の審査項目ではない。（審査ガイドライン第4及び第5参照）。

の放送の放送番組のみを提供する場合はそれが記載されていること

- エ 配信期間等について、協会が放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する2号業務について、2号受信料財源業務に関しては放送番組等が有する社会的意義を勘案しつつ、個々の必要性・有効性がなくなったと判断した時点で終了すると記載されていることや、2号有料業務に関しては「見逃し番組サービス」「過去番組サービス」それぞれについて、提供期間について記載されていることから、適切な内容であると認められる。

C) 業務の実施方法

本案においては、

ア 2号受信料財源業務については、

- ・ 放送番組等の提供に当たって、協会が管理するドメインを利用することを原則とする
- ・ 利用者の利便に資するため、電子メールアドレスその他の必要な情報の登録を求めた上で、当該利用者の利用履歴等に応じた順序や態様で提示することがある
- ・ 放送番組等の視聴・閲覧等の利便に資するためのソフトウェアを提供することがある

イ 2号有料業務については、「直接提供型」「プラットフォーム経由型」のいずれかの方法により実施する

ウ 3号受信料財源業務については、提供は、電気通信回線を通じた伝送、放送番組等を記録した媒体の交付その他の方法により行う

エ 3号有料業務については、

- ・ 「3号対象事業者」からの放送番組等の提供の求めがあったときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する
- ・ 提供は、放送番組等を記録した媒体の交付その他の方法により行う

こととされており、適切な内容であると認められる。

② 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

A) 放送番組

本案においては、業務の対象として、「協会が放送しようとする放送番組（放送予定番組）」「協会が放送している番組（放送中番組）」「協会が放送した放送番組（既放送番組）」が記載されており、法に規定する放送番組に該当するものと認められる。

また、本案において、「協会が放送しようとする放送番組（放送予定番組）」の提供については、放送番組の周知・広報のための提供であって、特に必要と認めるものとされており、「協会が放送した放送番組（既放送番組）」の提供については、広く視聴者が享受できるようにするため特に受信料を財源として提供することが適当と認めるものとされていることから、その提供の範囲は限定的であると認められる。

なお、ハイブリッドキャスト対応受信機等を対象として、国内テレビジョン放送の放送番組の放送時間内において、時差再生可能な形で行う当該放送番組の提供については、本業務の対象が、国内テレビジョン放送の放送番組の大半を占めるようになった場合、法第20条第2項第2号に規定する「協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く」という趣旨を没却する可能性がある。したがって、本業務が法に規定されている範囲に収まっていることを引き続き確認できるよう、本案において、実施の都度、提供した放送番組及び提供時間を協会のホームページにおいて公表すると記載したことは適切であると認められる。

B) 理解増進情報

本案においては、

ア 理解増進情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲に限る

イ 2号受信料財源業務については、理解増進情報の提供対象として、「放送番組を周知・広報するもの」「放送番組等を再編集したもの」「放送番組の内容を解説・補足するもの」「放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの」「既放送番組の一部を編集したものまたは当該番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの」「その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報」の6類型とする

ウ 2号受信料財源業務以外の業務については、上記イと同じ範囲とすることが記載されている。

しかしながら、理解増進情報については、事前にその具体的内容を全て定めることは困難であり、その範囲が拡大することが懸念されることから、特定の放送番組との関連性を担保するため、本案においては、

ア 2号受信料財源業務については、理解増進情報の提供に当たって、特定の放送番組との対応関係を協会のホームページに常時掲載する

イ 2号受信料財源業務以外の業務については、理解増進情報を提供するに当たっては、関連している特定の放送番組を示して行う

との措置を講ずるものとされており、適切な内容であると認められる。

なお、協会においては、2号受信料財源業務について、特定の放送番組との対応

関係の公表に当たっては、公表する趣旨を踏まえ、国民・視聴者に分かりやすいものとする事が期待される。

3. 業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第10項第3号関係）

① 業務の種類、内容及び実施方法が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして、不適切なものでないこと

審査ガイドラインにおいては、本審査項目の趣旨について、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることになるため、こうした事態を回避するものであるとしている。

かかる趣旨から、本審査項目については、特に、2号受信料財源業務における国内テレビジョン放送の放送中番組の提供及び試験的な提供の各業務が問題となるため、当該業務について検討を行った結果は下記のとおりである。

A) 災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものを伝える国内テレビジョン放送の放送中番組の提供（災害時における情報の提供については平時においてその実施訓練を行う場合を含む）

放送を補完する観点から、「災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきもの」の提供を行うことについては、公共放送として全国的な報道体制を構築している協会に対して国民・視聴者から高い期待が寄せられていると考えられ、こうした期待に応えることは協会の責務であると認められる。

本案においては、「災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきもの」といった限定的なケースにおいて提供するとしている。

他方で、具体的にどのような放送番組がこのケースに該当するか必ずしも明らかではないことから、協会においては、その業務の実施に当たっては受信料の公平負担との関係を十分考慮することが求められる。

この点について、本案においては、

ア 実施の都度、提供した放送番組及び提供時間を協会のホームページにおいて公表する

イ 毎年度の業務の実施状況の評価に当たって、受信料の公平負担との関係を勘案する

との措置を講ずるものとされているところ、協会においては、業務の実施状況の評価結果の公表に当たっては、その評価においてどのように受信料の公平負担との関係を勘案したかについて明らかにすることが期待される。

B) 放送開始後の視聴の利便を図るため、国内テレビジョン放送の放送番組の放送時間内において、時差再生可能な形で行う当該放送番組の提供（ハイブリッドキャスト対応受信機又は当該受信機に紐づく端末機器を対象とする）

ハイブリッドキャストサービスとしての時差再生サービスを利用するためには、ハイブリッドキャスト対応受信機を設置する必要があるが、当該受信機は法第64条第1項⁷に規定する受信設備に該当することから、テレビ等の受信設備を設置している者と設置していない者との受信料の公平負担の問題は生じないため、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないと認められる。

C) 試験的な提供

本案においては、放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送（総合・教育）の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資するため、その放送番組の試験的な提供を実施することとしており、以下2つの種類・内容が記載されている。

ア 国内テレビジョン放送（総合・教育）のスポーツイベントの生放送番組のうち、検証に適した特定の生放送番組を放送と同時に試験的に提供（以下「試験的提供A」という。）

本案においては、国内テレビジョン放送（総合・教育）のスポーツイベントの生放送番組のうち検証に適した放送番組を、年間5件程度以内のイベントを対象として、1日最大4時間程度を超えない範囲で、放送と同時に提供することとしている。

受信料制度との関係については、対象となるイベントの数や1日当たりの提供時間が限定的であることから、国内テレビジョン放送を視聴できる

⁷ 放送法

（受信契約及び受信料）

第64条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第126条第1項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

ことと同等又はこれに準ずるものとは必ずしもいえず、直ちに受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなる可能性は低いものと認められる。

イ 受信契約者から適正に募集・依頼する参加者を対象に、1日16時間以内の範囲で、期間を限定して国内テレビジョン放送（総合・教育）の放送番組を放送と同時に試験的に提供（以下「試験的提供B」という。）

本案においては、国内テレビジョン放送（総合・教育）の放送番組について、放送と同時の試験的な提供を、1回当たり1週間から3か月以内で提供期間を定めた上で、1日16時間以内の範囲で実施するとしている。また、参加者は数千人から1万人以内の規模とすることとされている。

受信料制度との関係については、その対象者は受信契約者に限定していること及びその参加者の数も限定的なものであることから、テレビ等の受信設備を設置している者と設置していない者との受信料の公平負担の問題は生じないため、直ちに受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなる可能性は低いものと認められる。

他方で、試験的提供Aについては提供する情報の内容・量等によっては、試験的提供Bについては受信契約者を確認するための方法やその実施期間・実施回数によっては、受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性もあるため、現行の受信料制度を踏まえて行うことが必要である。

また、試験的な提供である以上、実施の都度、それまでの試験結果を検証しつつ段階的・効率的に実施することが重要であると考えられる。

さらに、本提供の実施財源が受信料であることを踏まえ、試験としての目的に照らして必要な期間及び費用の範囲内で行うことが必要である。

加えて、本提供により明らかとなった課題等については、関連民間事業者と共有するよう努めることが求められる。

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第10項第4号関係）

① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

審査項目1. ②で述べたとおり、別紙において考え方を示す。

② インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

本案においては、インターネット活用業務は、協会の任意業務として適切な費用の範囲内で実施し、その業務に要する費用は、毎年度作成・公表する実施計画及び実施

状況に関する資料において明らかにすることとされており、適切な内容であると認められる。

5. 第2項第2号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第10項第5号関係）

① 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

A) 2号受信料財源業務

本案においては、放送番組等の提供について、端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努めることとされているほか、2号受信料財源業務に係るサービスについて、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表することとされており、適切な内容であると認められる。

なお、本案において、提供する放送番組等の一部について、必要に応じ、その提供対象を受信契約者に限定することがあることとされていることについては、本業務が受信料財源により実施されることに鑑みると、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと考えられる。

B) 2号有料業務

本案においては、

ア 2号有料業務に係るサービスについて、利用希望者との契約締結を正当な理由なく拒まない

イ 利用料金を一時的に減額又は無料とする措置については、利用者間の公平を不当に歪めない

ウ 提供端末における操作方法及び画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める

こととされているほか、サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、サービス利用の申込方法、サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止及び解除の条件、その他協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表することとされており、適切な内容であると認められる。

6. 第2項第2号の業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第10項第6号関係）

① サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

A) 2号受信料財源業務

本案においては、

ア 利用者に対価を求めることなく実施する

イ 提供する放送番組等の一部について、必要に応じ、その提供対象を受信契約者に限定することがある

こととされているほか、利用者保護の観点から、2号受信料財源業務に係るサービスについて、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表することとされており、適切な内容であると認められる。

B) 2号有料業務

本案においては、利用料金の考え方や当該料金の特例措置の条件等が記載されているほか、利用者保護の観点から、サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、サービス利用の申込方法、サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止及び解除の条件、その他協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表することとされており、適切な内容であると認められる。

② サービスの内容や利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するための必要な措置を講ずるものであること

A) 2号受信料財源業務

本案においては、利用者保護の観点から、2号受信料財源業務に係るサービスについて、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、利用規約において、協会及び利用者の責任に関する事項等を定めて公表することとされており、必要な措置を講ずるものであると認められる。

B) 2号有料業務

本案においては、利用者保護の観点から、サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、サービス利用の申込方法、サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止及び解除の条件、その他協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表することとされており、必要な措置を講ずるものであると認められる。

③ 利用者の個人情報保護対策について必要な措置を講ずるものであること

A) 2号受信料財源業務

本案においては、放送番組等の提供に当たって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、「NHK個人情報保護方針」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講ずることとされており、適切な内容であると認められる。

B) 2号有料業務

本案においては、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、「NHK個人情報保護方針」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講ずることとされており、適切な内容であると認められる。

④ 利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

A) 2号受信料財源業務

本案においては、2号受信料財源業務に係るサービスの利用者等からの意見・苦情等は、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、当該受付窓口について周知に努めることとされており、必要な措置を講ずるものであると認められる。

B) 2号有料業務

本案においては、

ア 2号有料業務に係るサービスの利用者等からの意見・苦情等は、協会が当該サービスの実施のために設置するNODコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、当該受付窓口について周知に努める

イ プラットフォーム経由型による当該サービスの利用方法や操作方法等に関する意見・苦情等も、当該プラットフォーム事業者の対応窓口で受け付け、内容に応じて協会又はプラットフォーム事業者が対応する

こととされており、必要な措置を講ずるものであると認められる。

⑤ サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

A) 2号受信料財源業務

本案においては、放送番組等の提供について、端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努めることとされており、適切な内容であると認められる。

B) 2号有料業務

本案においては、協会による直接提供型の場合は、サービスを利用するために必要となる端末機器やソフトウェア等の諸条件は、技術の進歩やこれらの普及の程度及び協会が負担することとなる費用を勘案しつつ、広く国民が利用できるよう定めるものとし、協会のホームページで具体的に明示することとされており、適切な内容であると認められる。

7. 業務の実施基準の変更勧告（法第20条第11項関係）及び業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第20条第13項関係）

① 業務の実施計画の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること

本案においては、業務について、各事業年度の開始前に収支計画を含めた主要な業務ごとの実施計画を策定・公表することとされており、適切な内容であると認められる。

② 業務の実施状況の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること

本案においては、業務の実施状況について、各事業年度の終了後に収支実績を含めた主要な業務ごとの資料を作成し、公表することとされており、適切な内容であると認められる。

③ 少なくとも3年ごとの業務の実施状況の評価及びそれを踏まえた改善について適正かつ明確に定められていること

本案においては、業務の実施状況について、毎年度、技術の発達、需要の動向、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係その他の事項を勘案して評価を行うとともに、その結果に基づき、必要があると認める場合には、実施基準の見直しを含め当該業務の改善を図るための措置を講ずることとされており、適切な内容であると認め

られる。

8. 適切な区分経理（法第73条第2項関係）

① 区分経理の実施について適正かつ明確に定められていること⁸

本案においては、

ア 2号有料業務及び3号有料業務に係る経理について、その他のものと区分して放送番組等有料配信業務勘定により整理する

イ 2号有料業務及び3号有料業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理することを記載した上で、この場合の主な考え方について具体的に示すとともに、その配賦基準を公表することとされており、適切な内容であると認められる。

② 事業収支差金の取扱いについて適正かつ明確に定められていること⁹

本案においては、

ア 放送番組等有料配信業務勘定の年度末における事業収支差損は、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す

イ 繰越欠損金の解消後の放送番組等有料配信業務勘定の年度末における事業収支差益は、翌期以降の業務実施のために必要と判断される範囲で繰り越しを行う場合を除き、原則として一般勘定への繰り入れを行う

こととされており、適切な内容であると認められる。

⁸ 本審査項目は有料業務のみの審査項目であり、受信料財源業務の審査項目ではない。（審査ガイドライン第4及び第5参照）。

⁹ 本審査項目は有料業務のみの審査項目であり、受信料財源業務の審査項目ではない。（審査ガイドライン第4及び第5参照）。

- | |
|---|
| 1. ② 市場の競争を阻害しないこと |
| 4. ① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること |

A) 2号受信料財源業務

本案の参考資料によれば、現行のインターネット活用業務(平成26年度予算)は、改正法による改正前の放送法第20条第2項第2号の業務に32億円、同法第20条第2項第5号の附帯業務(放送番組の周知・広報、外国人向け情報発信等)に33億円、同法第20条第2項第8号の特認業務(ハイブリッドキャスト、らじる☆らじる等)に8億円、これらの業務を実施するための人件費に31億円、計105億円の規模で実施されているところである。

その上で、今後3年間程度を見通した場合、現行の業務に加えて、テレビ国際放送の強化に伴う外国人向けネットサービスの充実、ハイブリッドキャストの普及促進、国内テレビジョン放送の放送と同時に行う「試験的な提供」等、新たな業務の実施に30億円余りが必要であることから、年額140億円程度が必要であり、更に、技術の進歩や社会情勢の変化等に対応して柔軟に業務を実施するため、年額150～170億円程度、すなわち各年度の受信料収入の2.5%を上限として設定することとしたとしている。

公共放送を実施する協会が、情報通信技術の発展や多様化・高度化する国民・視聴者のニーズ等に適確に対応していくため、必須業務である「放送」を行う中で収集・保有する情報資産を、インターネットを通じて提供することは、協会の情報資産の有効活用になることに加え、より国民・視聴者の利益にかなうものであり、費用の上限値については一定の合理性があると認められる。

また、市場競争との関係については、新たに実施する業務に関して、テレビ国際放送の強化に伴う外国人向けネットサービスの充実、ハイブリッドキャストの普及促進、国内テレビジョン放送の放送と同時に行う「試験的な提供」等、公共放送として先導的な役割を担うことが期待される公共性の高い取組が中心となっていることから、本業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる。

B) 3号受信料財源業務

本案においては、業務の実施に要する費用を年額「1億円程度を上限」とするとされている。本案の参考資料によれば、その費用は、テレビ国際放送のネット配信事業者を対象とした受信環境整備等に係るものであり、我が国の情報発信の強化が求められている現状に鑑みた場合、一定の合理性があると認められるとともに、本業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる。

以上から、協会が示した費用の上限値については一定の合理性が認められると考えられる。ただし、この費用が国民・視聴者が負担する受信料により賄われることや協会が公共放送として先導的な役割を担うことが期待されることに鑑みれば、当該業務の成果が広く社会全体に裨益するよう、協会においては、その成果について民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有に努めるとともに、それらの関連事業者との積極的な連携に努めることが求められる。

なお、これらの業務が国民・視聴者からの受信料により実施するものであることから、国民・視聴者が実際の業務実施に要した費用の実績を確認できるよう、協会においては、業務の実施状況に関する資料の公表に当たって、毎年度の実績額について、主な業務等の内訳を明記することが期待される。

市場の競争については、協会においては、その業務の実施に当たって、市場競争への影響を十分考慮することが求められる。

この点について、本案においては、実施計画の策定や実施状況の評価に際し、市場競争への影響を考慮・勘案することとされているが、現時点においてその具体的な内容は明らかでない。したがって、協会においては、実施計画及び実施状況の評価結果の公表に当たって、その策定等においてどのように市場競争への影響を考慮・勘案したかについて明記することが期待される。

なお、同種のサービスを行う競合事業者からの意見・苦情等の対応については、意見・苦情等が寄せられたときはこれを受け付け、適切かつ速やかに対応することとされており、その意見・苦情等については、外部委員からなる審査委員会に検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講ずることとされていることから、適切な内容であると認められる。

IV 結論

以上の審査結果に基づき、本件認可申請について、次の事項が適切に履行されることを前提（条件）として、これを認可することが適当であると考える。

- ① インターネット活用業務の実施に当たっては、公共放送としての先導的役割を踏まえ、国民・視聴者の放送番組の視聴に有効なものとなるよう取り組み、放送サービスの向上の観点から、当該業務の成果については、民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有に努めること。また、それらの関連事業者との積極的な連携に努めるとともに、当該業務の市場競争への影響や受信料の公平負担との関係及び透明性の確保を十分考慮すること。
- ② 「試験的な提供」は、以下のとおり行うこと。
 - ・ 本提供は段階的に行うものとし、新たな提供はそれまでの結果を検証しつつ効率的に実施すること。また、現行の受信料制度を踏まえて行うこと。
 - ・ 本提供の実施財源は受信料であることを踏まえ、試験としての目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うこと。
- ③ 毎年度の四半期ごとに、①及び②を含め、インターネット活用業務の実施状況を示す書類を総務大臣に提出すること。

V 今後のプロセス

今回の認可申請については、放送法の改正後初めて行われるものであり、総務大臣として認可の適否の判断を初めて示すものであることから、透明性の高いプロセスの下で、広く国民・視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めるため、意見募集を行うこととする。

今後、総務省においては、意見募集により寄せられた意見を踏まえ、更に検討を行い、認可の適否について電波監理審議会への諮問を行う予定である。

「日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可申請に対する総務省の考え方についての意見募集」の結果

I 意見募集期間

- ・平成26年12月20日から平成27年1月18日まで

II 提出された意見の件数、意見提出者

- ・提出された意見の件数：17件

(1) 放送事業者から提出された意見：8件

意見提出者(提出順)：日本テレビ放送網株式会社、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日、株式会社TBSテレビ、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、株式会社テレビ東京、読売テレビ放送株式会社

(2) その他：9件

意見提出者(提出順)：一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、個人(4者※)、匿名(3者)

III 提出された意見と総務省の考え方

- ・別添のとおり。

※ 本意見募集とは関係のない御意見(1件)に対して、総務省の考え方は示しませんが、意見として承っております。

提出された意見と総務省の考え方

○「日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可申請に対する総務省の考え方」に対する意見と総務省の考え方

1. 放送法（以下「法」という）第20条第10項第1号関係（Ⅲ（2）1.）に対する意見

提出された意見	意見に対する総務省の考え方
<p>【意見1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送法第15条に示されているとおり、NHKは国内基幹放送をはじめとする放送を行うことが一義的な目的であり、今回のインターネット活用業務は放送の補完であることが大原則と考えます。よって実施基準の実際の運用に当たっては、限定的かつ抑制的に運用されるべきと考えます。 <p>【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>日本放送協会（以下「協会」という。）がインターネットを通じて放送番組等を提供する業務（以下「インターネット活用業務」という。）は、「放送の補完」を担保する認可基準「業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること」（法第20条第10項第2号）及び「業務の実施に過大な費用を要するものでないこと」（同項第4号）に適合していると認められることから、協会から申請のあった実施基準案については認可することが適当であると考えられます。また、認可条件においても、インターネット活用業務の実施に当たっては、国民・視聴者の放送番組の視聴に有効なものとなるよう取り組むことを明記しています。協会においては、これら実施基準及び認可条件に従い適正に業務を実施するものと考えます。</p>
<p>【意見1-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> NHKおよび子会社、関連会社などがインターネット活用業務を通 	<p>実施基準は、協会のインターネット活用業務について定める</p>

<p>じて広告収入やそれに類した収入を得ることは、将来的にも絶対にあつてはなりません。NHKの子会社等がインターネットサービスにおいて広告収入を得ることは、「法第15条の目的達成に資すること」の趣旨に反するおそれがありますので、NHK本体に準じて実施基準が適用されるべきと考えます。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>同旨：一般社団法人日本新聞協会、日本テレビ放送網株式会社、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日、株式会社毎日放送</p>	<p>こととされており（法第20条第9項）、協会の子会社等については対象外となります。協会の子会社等の事業運営については、協会が自ら定める関連団体運営基準等に基づき行われるものと考えます。</p>
<p>【意見1-3】</p> <p>目的について「放送の補完」や「広告放送の禁止」について勘案されていることは適切であり、今後もこの方針が堅持されることを希望する。</p> <p>【株式会社毎日放送】</p>	<p>御意見は、認可申請に対する総務省の考え方（以下「認可申請に対する考え方」という。）に賛同する意見として承ります。</p>
<p>【意見1-4】</p> <p>また、「市場の競争を阻害しないこと」についても、「影響を十分考慮することが求められる」「市場競争への影響を考慮・勘案したかについて明らかにすることが期待される」旨の言及があり、NHKが実施するに当たり、その指摘を踏まえ、適切な対応がなされるよう希望する。特に全国一元の巨大組織であるNHKと、個社の規模が小さいローカル民放では影響を受ける度合いは大きく異なる点について、十分に勘案されるよう希望する。</p> <p>【株式会社毎日放送】</p>	<p>インターネット活用業務の実施に当たって、当該業務の市場競争への影響及び透明性の確保を十分考慮することを認可条件としています。</p>
<p>【意見1-5】</p>	

<p>● 受信料財源業務および有料業務に関し、「協会においては、その業務の実施に当たって、市場競争への影響を十分考慮することが求められる」と明記されたことは適切と考えます。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟※】</p> <p>同旨：日本テレビ放送網株式会社※、読賣テレビ放送株式会社</p> <p>※ 別紙についても同じ意見</p>	<p>御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。</p>
<p>【意見 1-6】</p> <p>3ページ「② 市場の競争を阻害しないこと」において本考え方では「費用が重要な検討要素となる」と費用面についてのみ言及している。</p> <p>しかし、NHKと民間放送事業者が共同で権利を持つスポーツイベントのインターネット配信等については、民間放送事業者が行うビジネス（放送・インターネット配信等）に多大な影響を及ぼす可能性を否定できない。したがって「市場競争に及ぼす影響の観点」からは、その業務実施にあたっては、民間放送事業者が放送及びインターネット配信するイベント・種目等と重複・競合しないよう配慮することが必要であり、同趣旨を本考え方においても記載するよう要望する。</p> <p>【株式会社テレビ東京】※ 別紙についても同じ意見</p>	<p>インターネット活用業務の実施に当たって、当該業務の市場競争への影響を十分考慮することを認可条件としています。なお、協会は、自らが行った実施基準要綱に関する意見募集で提出された「スポーツの生中継等」のインターネット同時配信に関する意見に対し、「NHKと他の事業者とが共同で権利を取得しているコンテンツを提供しようとする場合には、まず関係者間で話し合われることになる」旨、回答していることから（平成26年12月2日公表）、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。</p>
<p>【意見 1-7】</p> <p>● 有料業務に関し、「協会においては、実施計画及び実施状況の評価結果の公表に当たって、その策定等においてどのように市場競争への影響を考慮・勘案したかについて明らかにすることが期待される」との表現は不十分であり「…明らかにすることが求められる」に修正するよう要望します。</p> <p>【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>インターネット活用業務の実施に当たって、当該業務の市場競争への影響及び透明性の確保を十分考慮することを認可条件としています。御指摘の点については、実施基準案において、協会が実施計画の策定等に際し市場競争への影響を考慮・勘案するとしていることを踏まえ、当該認可条件を適切に履行するための方法の1つとして提示したのですが、その方法はこれ</p>

<p>同旨：株式会社テレビ朝日、株式会社TBSテレビ、読賣テレビ放送株式会社</p>	<p>に限られるものでなく、具体的な方法は協会に委ねられるべきものと考えられることから、認可申請に対する考え方は変更しないこととします。</p>
<p>【意見 1－8】</p> <p>● 民間放送事業者等からの意見・苦情に関しては、業務の遂行状況に関するものだけでなく、NHKが毎年度作成する実施計画が公表された後など、常時、受け付けられるべきと考えます。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>同旨：日本テレビ放送網株式会社、朝日放送株式会社</p>	<p>実施計画の策定については、業務の遂行状況に含まれるものであり、意見・苦情等は受け付けられるものと認識しています。</p>

2. 法第20条第10項第2号関係（Ⅲ（2）2.）に対する意見

提出された意見	意見に対する総務省の考え方
<p>【意見 2－1】</p> <p>● NHKと民間放送事業者が共同で権利を取得しているスポーツイベントのインターネット配信、時差再生などについては、双方協議のうえ実施するなど、民間放送事業者の商業性に配慮が必要と考えます。また、「市場競争の影響への配慮」の観点から、民間放送事業者が放送またはインターネット配信するスポーツイベントと重複・競合しないようにするなど、公正な競争環境を阻害しないようにすべきと考えます。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>同旨：日本テレビ放送網株式会社</p>	<p>意見 1－6 の意見に対する総務省の考え方に同じ。</p>

<p>【意見 2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送予定番組並びに既放送番組に関して「提供の範囲は限定的」との考えを示していますが、NHKの実施基準にも配信する番組数、時間数の具体的な明示はなく、その範囲はNHKの任意の考え方によって決定されると考えられます。インターネット活用業務はあくまでも放送の補完サービスであるとの原則に則り、認可の際には何らかの具体的な基準を明示するよう要望します。 <p>【株式会社TBSテレビ】 同旨：読賣テレビ放送株式会社</p>	<p>放送予定番組の提供については、放送番組の周知・広報のための提供であって、特に必要と認めるものとされており、既放送番組の提供については、広く視聴者が享受できるようにするため特に受信料を財源として提供することが適当と認めるものとされていることから、その提供の範囲は限定的であると考えます。なお、インターネット活用業務が「あくまでも放送の補完サービスである」ことに関する御指摘については、意見1-1の意見に対する総務省の考え方も参照ください。</p>
<p>【意見 2-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 時差再生に関し、対象が国内テレビジョン放送の放送番組の大半を占めるようになった場合、法第20条第2項第2号の「協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く」という趣旨を没却する可能性がある、としています。時差再生が国内テレビジョン放送の何%を占めると法の趣旨を没却するのかなど、具体的な判断基準を明らかにするよう要望します。 <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】 同旨：日本テレビ放送網株式会社、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日、読賣テレビ放送株式会社</p>	<p>御指摘の協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除くという法の趣旨を没却しているか否かを判断するに当たっては、当該放送番組の放送時間全体に占める割合、放送時間帯等を総合的に勘案する必要があると考えます。</p> <p>協会においては、時差再生可能な形で行う放送番組の提供について、実施の都度、提供した放送番組及び提供時間を協会のホームページで公表しつつ、本実施基準に基づき適正に業務を実施するものと考えます。</p>
<p>【意見 2-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> 時差再生可能な形での提供に関して、提供量次第では法の趣旨を没却する可能性を指摘したことは適切と考えます。 <p>【読賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。</p>

<p>【意見 2-5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (理解増進情報の) 範囲拡大の懸念を指摘したことは適切と考えます。 <p>【読賣テレビ放送株式会社】 同旨：株式会社フジテレビジョン</p>	<p>御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。</p>
<p>【意見 2-6】</p> <p>特にハイブリッドキャストでの時差再生が、なし崩し的に同時再送信に遷移することがないよう言及されていること、「理解増進情報」の範囲の拡大について言及されていることは重要で、NHKが指摘の趣旨を尊重し、適正な運用がなされるよう行政として適切な指導が行われることを期待する。</p> <p>【株式会社毎日放送】</p>	<p>総務省としては、インターネット活用業務が本実施基準等に従って行われるよう、適切に対応する予定です。</p>
<p>【意見 2-7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一方で、NHKによる6種類の解釈次第では理解増進情報がスピノフのような新たな「番組」になってしまうことも懸念されるので個々のケースを踏まえた実効性のある対応を求めます。 <p>【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>理解増進情報については、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲に限るものとし、特定の放送番組との対応関係を協会のホームページにおいて公表することとされています。総務省としては、インターネット活用業務が本実施基準等に従って行われるよう、適切に対応する予定です。</p>
<p>【意見 2-8】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2号受信料財源業務の配信期間に関して、「個々の必要性・有効性がなくなったと判断した時点で終了する」との記載があることから適 	<p>配信期間について、配信する放送番組等の個々の必要性・有効性を踏まえ、配信の終了を判断することとしたことは適切な</p>

<p>切な内容であると判断されていますが、目安となる具体的な提供期間の記載がなく、適切な内容であると判断した根拠を示していただくよう要望します。</p> <p>【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>内容であると考えます。</p>
<p>【意見2-9】</p> <p>● 2号受信料財源業務について、「特定の放送番組との対応関係の公表に当たっては、公表する趣旨を踏まえ、国民・視聴者に分かりやすいものとするのが期待される」の表現では不十分であり、「…分かりやすいものとするのが求められる」に修正するよう要望します。</p> <p>【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>インターネット活用業務の実施に当たって、当該業務の透明性の確保を十分考慮することを認可条件としています。御指摘の点については、実施基準案において、協会が、理解増進情報について、特定の放送番組との対応関係を協会のホームページで公表するとしていることを踏まえ、当該認可条件を適切に履行するための方法の1つとして提示したのですが、その方法はこれに限られるものではなく、具体的な方法は協会に委ねられるべきものと考えられることから、認可申請に対する考え方は変更しないこととします。</p>
<p>【意見2-10】</p> <p>・ NHKの実施基準案では放送予定、放送中のいずれのテレビ番組及び理解増進情報の提供について提供対象地域に制限を設けないことを基本とするとされており、放送では放送対象地域（特定のローカル）でしか視聴できない番組や理解増進情報が、権利処理させればインターネットでは当該放送対象地域を超えて日本全国、或いは海外にも配信される恐れがあるますが、これに関する総務省の考え方には言及がありません。</p> <p>放送対象地域以外に番組や理解増進情報が提供されることは法の理念を棄損するものであり、何らかの制限や規制が課されるべきと考え</p>	<p>・ 1点目について、インターネット活用業務については、放送法上、提供地域を放送対象地域に限定することを求める規定等はありませんが、業務の実施に当たっては、国民・視聴者の放送番組の視聴に有効なものとなるよう取り組むことを認可条件としています。</p> <p>・ 2点目について、受信料制度の趣旨との整合性については、インターネット活用業務の実施基準の認可基準となっています。これは、審査ガイドラインで示しているように、協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ず</p>

<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、これも総務省の考え方では言及がありませんが、受信料を支払っている人はその居住地域で放送される番組等しか視聴できないことを踏まえれば、放送対象地域を超えて放送予定番組及び放送中番組と理解増進情報がインターネットにより放送対象地域以外に提供されることは、放送対象地域という法の在り方に基本的に反するだけでなく、インターネット利用者として受信料負担者の利益を損ない、大きな不公平をもたらすことになり、受信料制度との整合性を大きく損ないます。 従って、放送中及び放送予定の番組と理解増進情報の提供対象地域は放送対象地域と同一とすることを基本とすることが基本であるべきと考えます。 <p>【読賣テレビ放送株式会社】※ III (2) 3. についても同じ意見</p>	<p>るものとなっている場合、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることから、これを回避するものであり、認可を得た実施基準に基づくインターネット活用業務による放送対象地域以外への提供については、そのおそれはないものと考えます。</p> <p>なお、協会においては、その業務の実施に当たって、受信料の公平負担との関係を十分考慮することが求められることから、当該事項を認可条件としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上から、インターネット活用業務の実施に当たって、提供対象地域を放送対象地域と同一とすることまでは必要ないものと考えます。
---	---

3. 法第20条第10項第3号関係（Ⅲ（2）3.）に対する意見

提出された意見	意見に対する総務省の考え方
<p>【意見3-1】</p> <p>基準案では、災害情報に加え、「国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報」を同時再送信する放送番組として新たに掲げた。これは、貴省も指摘しているとおりに「具体的にどのような放送番組がこのケースに該当するか必ずしも明らかではなく、過度な範囲の拡大を招きかねない。公共性、放送の補完性の観点を踏まえ、実施基準にふさわしい抑制的な表現に改めるよう求める。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会】</p>	<p>総務省の考え方において示したとおり、協会においては、インターネット活用業務の実施に当たって、実施の都度、提供した放送番組及び提供時間を協会のホームページで公表することとしており、こうした中で、インターネット活用業務が適切に実施されるものと考えています。</p>

<p>【意見 3-2】</p> <p>● 災害情報その他緊急情報のテレビ同時配信に関し、「協会においては、その業務の実施に当たっては受信料の公平負担との関係を十分考慮することが求められる」と明記されたことは適切と考えます。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>同旨：日本テレビ放送網株式会社、読賣テレビ放送株式会社</p>	<p>御意見については、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。</p>
<p>【意見 3-3】</p> <p>・ 「災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきもの」の同時配信に関し、「協会においては、業務の実施状況の評価結果の公表に当たっては、その評価においてどのように受信料の公平負担との関係を勘案したかについて明らかにすることが期待される」としている点について、受信料の公平負担を旨とする受信料制度を担保するためには、「どのように受信料の公平負担との関係を勘案したかについて明らかにすることが期待される」の表現では不十分であり、「明らかにすること」と修正するよう要望いたします。</p> <p>【株式会社テレビ朝日】</p> <p>同旨：株式会社TBSテレビ、読賣テレビ放送株式会社</p>	<p>インターネット活用業務の実施に当たって、当該業務の受信料の公平負担との関係及び透明性の確保を十分考慮することを認可条件としています。御指摘の点については、実施基準案において、協会が実施計画の策定等に際し受信料の公平負担との関係を考慮・勘案するとしていることを踏まえ、当該認可条件を適切に履行するための方法の1つとして提示したのですが、その方法はこれに限られるものではなく、具体的な方法は協会に委ねられるべきものと考えられることから、認可申請に対する考え方は変更しないこととします。</p>
<p>【意見 3-4】</p> <p>次に、基準案は試験的提供として [A] スポーツイベントの生放送を年間5件程度、1日最大4時間の範囲で提供、[B] 総合テレビとEテレの番組を1回当たり1週間から3か月、1日16時間以内で受信契約者から募集し</p>	<p>試験的提供Aについて、意見1-6の意見に対する総務省の考え方に同じ。</p> <p>試験的提供Bについて、1日16時間はあくまでも提供時間</p>

た数千人から1万人に提供——の2種類を明示した。

まず [A] では、オリンピックなど民間放送とNHKの双方が放映権を持っており、民放がテレビ中継しているケースも含まれる。そのような場合にNHKがインターネットで同時再送信を行えば、民放の放送に重大な影響を及ぼし、「市場への影響（への配慮）」の原則に反することになる。こうしたことを踏まえて、提供内容をより限定して定める必要があると考える。

[B] は、1日16時間以内の実施としている。これでは深夜・早朝帯を除くほとんどの時間帯が対象になり、改正放送法20条2項2号「テレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く」の趣旨にもとめるのではないか。対象時間を試験的提供として適当な時間に限定すべきだ。また、提供期間を1回当たり1週間から3か月以内としているが、提供する回数の定めがないため際限なく実施することも可能だ。年間の総提供時間も定めるべきだ。

【一般社団法人日本新聞協会】

の最大値であり、提供期間も限定されていることから、直ちに法第20条第2項の趣旨に照らして不相当とはいえないものと考えます。また、「対象時間を試験的提供として適当な時間に限定すべき」「年間の総提供時間も定めるべき」との御指摘については、試験的な提供は、段階的に行い、それまでの結果を検証しつつ効率的に実施することや、試験としての目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うことを認可条件としています。

【意見3-5】

- ・ 試験的提供に関するNHK実施基準案の「1日16時間以内」、「年間5件程度（1日あたり最大4時間程度）」、「1週間から3か月以内」などの規定が正当な根拠に基づいた適正なものであるとは必ずしも言えないことなどを踏まえれば、具体的な内容や量、提供方法等によっては「受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性がある」こと、「試験的な提供である以上、・・・段階的・効率的に実施するが重要である」こと、「試験としての目的に照らして必要な期間及び費用の範囲で行うことが必要である」ことを指摘して、受信料制度との整合性をNHK

御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。

<p>に要請したことは適切と考えます。 【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	
<p>【意見 3-6】 また、「試験的提供 A については提供する情報の内容・量等によっては、試験的提供 B については受信契約者を確認するための方法やその実施期間・実施回数によっては、受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性もあるため、現行の受信料制度を踏まえて行うことが必要である」とありますが、どこまでの範囲を超えると受信料制度との整合性に懸念が生じるのか。それぞれ具体的な判断基準を明らかにするよう要望します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】 同旨：日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ朝日、株式会社 TBS テレビ、株式会社テレビ東京</p>	<p>受信料制度の趣旨との整合性については、提供する情報の内容・量等や、受信契約者を確認するための方法・実施期間・実施回数を総合的に勘案する必要があると考えます。協会においては、試験的な提供の実施期間、提供内容等について、協会が今後作成する試験計画で明らかにし、その結果も公表しつつ、本実施基準に基づき適正に業務を実施するものと考えます。</p>
<p>【意見 3-7】 ● 試験的提供 A について 「提供する情報の内容・量等によっては、受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性もあるため、現行の受信料制度を踏まえて行うことが必要である」と明記したことは妥当であると考えます。一方で試験的とはいえ受信契約者に限定していないため、試験的提供 A を行う場合、NHK に対し極めて抑制的な運用を求めていくべきと考えます。 ● 試験的提供 B について 「NHK のインターネット活用業務は放送の補完である」という大原則から逸脱することのないよう、試験結果によっては規模を縮小することも排除せず、妥当な基準を設定していくべきと考えます。</p>	<p>試験的提供 A に係る御意見のうち前段については、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。 試験的提供 A に係る御意見のうち後段及び試験的提供 B に係る御意見について、「抑制的な運用を求めていくべき」、「放送の補完である」という大原則から逸脱することのないよう」妥当な基準を設定していくべきという御指摘については、試験的な提供は、段階的に行い、それまでの結果を検証しつつ効率的に実施すること、現行の受信料制度を踏まえて行うことや、試験としての目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うことを認可条件としています。</p>

<p>【株式会社フジテレビジョン】</p>	
<p>【意見 3-8】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験的提供A（スポーツイベントの同時配信）に関して、年間5件程度とすることや1日最大4時間の提供時間であることから受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなる可能性は低いとしているが、年間5件程度1日最大4時間の提供時間であっても市場競争の影響への配慮の観点から民間放送事業者が放送またはインターネット配信するスポーツイベントと重複・競合しないように配慮すべきと考えます。 <p>【朝日放送株式会社】</p>	<p>意見 1-6 の意見に対する総務省の考え方に同じ。</p>
<p>【意見 3-9】</p> <p>受信料制度との整合性について、基準案は「提供する放送番組等の一部について、必要に応じ、その提供対象を受信契約者に限定することがある」と定めている。これは、受信契約者に限定せずに提供することを原則とし、限定した提供を例外と定めているもので、受信料制度との整合性を軽視しているとの懸念を抱かざるを得ない。受信料財源で行うインターネット業務は、大規模災害時等を除いて受信契約者に限定することを原則とすべきではないか。</p> <p>[A] も提供対象者を受信契約者に限定していない。例外とする場合はその理由を明確にするよう求める。</p> <p>また、基準案は受信契約者に限定した試験提供を行うなどとしてインターネット業務と受信料制度との整合性を図っているが、具体的にどのようなように限定するのかわからない。技術的、制度的にどのような方法で実施するのか、NHKの情報公開を求めたい。</p>	<p>受信契約者に限定せずに提供することについては、協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合等、直ちに受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることになるとはいえないものと考えます。なお、インターネット活用業務の実施に当たっては、受信料の公平負担との関係を十分考慮することを認可条件としています。</p> <p>また、試験的提供Bに係る御意見について、受信契約者を確認するための方法その他の具体的な試験的な提供の実施方法については、協会が今後作成・公表する試験計画等において明らかにされるものと考えます。</p>

<p>【一般社団法人日本新聞協会】</p>	
<p>【意見 3-10】</p> <p>スポーツイベントの同時再送信が「試験的な提供」として整理されているが、それを踏まえた次の段階ではどうなるのか、これまでも当社などが指摘してきた「受信料制度との不整合」「NHKによる民業の圧迫」につながることはないよう、十分留意され、指摘されているように課題等が関連民間事業者と共有されることが確実に担保されることを希望する。</p> <p>【株式会社毎日放送】</p>	<p>実施基準案において、スポーツイベントの同時再送信については、「試験的な提供」として行うこととされています。また、御指摘については、現行の受信料制度を踏まえて行うこと、インターネット活用業務の成果について、民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有に努めることや、当該業務の市場競争への影響や受信料の公平負担との関係を十分考慮することを認可条件としています。</p>
<p>【意見 3-11】</p> <p>試験的提供の成果は、NHKの公共性に鑑み、実際の配信にかかった費用や視聴データも含め詳細に公表すべきだ。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会】</p>	<p>実施基準案において、「試験的な提供」の試験結果について、協会は終了後速やかに取りまとめ、協会のホームページで公表することとしています。また、「試験的な提供」を含めインターネット活用業務の成果については、関連事業者からの求めに応じ共有に努めることを認可条件としています。</p>
<p>【意見 3-12】</p> <p>・ 上述したように、放送予定番組でも番組本体の配信などその内容次第では受信料制度との関係で不適切となる可能性はあることから、検討の対象を放送中番組に限定すべきではなく、具体的なケース等を想定して検討すべきと考えます。</p> <p>【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>放送予定番組の提供については、放送番組の周知・広報のための提供であって、特に必要と認めるものとされていることから、その提供の範囲は限定的であり、協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合等、直ちに受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることになるとはいえないものと考えます。インターネット活用業務の実施に当たっては、受信料の公平負担との関</p>

係を十分考慮することを認可条件としています。

4. 法第20条第11項及び第13項関係（Ⅲ（2）7.）に対する意見

提出された意見	意見に対する総務省の考え方
<p>【意見4-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上述したように、今回の実施基準案も含めてNHKの公表内容は不十分であり、今後は、業務実施状況に関する費用の計画と実績を詳細な項目ごとにその具体的な内容を明示して公表すべきと考えます。 <p>例えば、NHKは平成25年度の放送法第20条第2項第2号の業務の実績として30.5億円かかったとしていますが、大まかな概要しか公表されておらず、実際にどのような番組にどのような費用がどれくらい要したのかなど、具体的なケースの内訳を明記すべきと考えます。</p> <p>また、実施計画についても同様に、全体で約32億円計上などではなく、個別予定項目とその見積額などを事前に公表すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの業務基準（H24年1月18日総務大臣認可）では、「番組アーカイブ業務の業務開始から一定期間経過後（H25年度末）に単年度事業収支差益の赤字と繰越欠損金が解消されない場合は業務そのものの継続の是非を検討して必要な措置を講じる」ことが明記されていたが、今回の実施基準案で同様の内容の項目が欠落しています。 <p>これは実施基準として妥当性を欠くと言え、同様の趣旨の規定を追加すべきと考えます。実際のところ、これまでの番組アーカイブ業務（有料業務）では、単年度赤字が解消された年もあったものの、繰越欠損金は相当な額に上っているのが現状であり、更に単年度黒字が一過性に終わる可能性もあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1点目について、実施基準案において、毎年度の実施計画や実施状況に関する資料において主要な業務ごとの収支計画や収支実績を明らかにすることとされており、また、インターネット活用業務の実施に当たっては、透明性の確保を十分考慮することを認可条件としており、協会においては、これら実施基準及び認可条件に従い適正に業務を実施するものと考えます。 ・ 2点目について、現行の実施基準において、「平成25年度末において、番組アーカイブ業務勘定の単年度の事業収支差益が発生せず、かつ繰越欠損金の解消がされないときは、番組アーカイブ業務の継続について検討を行い、必要な措置を講じる」こととされており、番組アーカイブ業務勘定は、平成25年度末に単年度黒字を達成し、平成26年度中間決算においても黒字となっています。繰越欠損金への対応については、まずは協会の経営判断に委ねられるべきものと認識していますが、協会においては、当該業務の実施に当たり、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていただくことを期待します。

また、これまでの実施状況は「有料業務は単年度又は複数年度の計画期間において収支相償する」というガイドラインの基本的な考え方に反するにも拘わらず、継続の是非も含めた検討がきちんと行われないうまま、今回新たな実施基準案が作製され、同様の内容の規定が欠落していることは不適切と考えます。

【讀賣テレビ放送株式会社】

5. 別紙（Ⅲ（2）別紙）に対する意見

提出された意見	意見に対する総務省の考え方
<p>【意見5-1】</p> <p>● 2号受信料財源業務の費用上限「各年度の受信料収入の2.5%を上限とする」に対し、本考え方は、インターネット活用業務の目的の公共性が高いことなどから、「一定の合理性があると認められる」「市場の競争を阻害するおそれは低い」と是認していますが、目的に公共性があることと、費用上限が適正かどうかは別問題です。また、金額で費用を積算しているにもかかわらず、受信料収入に対する割合(%)だけで費用上限を定めるのは不適切であり、受信料収入が増加して費用上限が際限なく拡大するのを避けるためにも、受信料収入に対する割合の範囲内で積算額を費用とするなど、費用を抑制するための歯止めが必要と考えます。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>同旨：一般社団法人日本新聞協会、日本テレビ放送網株式会社</p>	<p>2号受信料財源業務の費用の上限については、現行のインターネット活用業務の各号（法第20条第2項第2号、第5号及び第8号）の費用及びこれらの業務を実施するための人件費の直近の実績計105億円（平成26年度予算）に、今後3年間程度の見通しに基づく今後新たに実施する業務等の費用見込みを加えた年額150億円～170億円程度を基にしており、また、これらの業務は、協会の情報資産の有効活用になることに加え、より国民・視聴者の利益にかなうものであり、費用の上限値については一定の合理性があると考えます。</p> <p>また、受信料財源業務の費用上限を積算額ではなく受信料収入の比率の形で示した理由について、協会は、放送受信料をどの程度インターネット活用業務に充てるのか受信料支払者に示す観点から適当であるためとしており、一定の合理性があると考えます。</p>

	<p>市場との関係については、新たに実施する業務に関して、テレビ国際放送の強化に伴う外国人向けネットサービスの充実、ハイブリッドキャストの普及促進、国内テレビジョン放送の放送と同時に行う「試験的な提供」等、公共放送として先導的な役割を担うことが期待される公共性の高い取組が中心となっていることから、本業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えます。</p> <p>一方で、業務の実施に当たっては、市場競争への影響や透明性の確保を十分考慮することが求められることから、これらを認可条件としています。</p>
<p>【意見5-2】</p> <p>NHKは、2.5%という数字について、現在の事業費と人件費に今後3年間の増加見込み分などを加算したと説明する。しかし、具体的な業務に沿った積算根拠が示されておらず、その適否が判断できない。検証できるよう、NHKオンデマンド並みのデータを公表すべきだ。併せて、上限額の妥当性について、1、2年後に見直しをすることを明示すべきだ。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会】</p>	<p>2号受信料財源業務の費用の上限については、現行のインターネット活用業務の各号（法第20条第2項第2号、第5号及び第8号）の費用及びこれらの業務を実施するための人件費の直近の実績計105億円（平成26年度予算）に、今後3年間程度の見通しに基づく今後新たに実施する業務等の費用見込みを加えた年額150億円～170億円程度を基にしており、また、これらの業務は、協会の情報資産の有効活用になることに加え、より国民・視聴者の利益にかなうものであり、費用の上限値については一定の合理性があると考えます。</p> <p>また、各年度の具体的な費用については、実施計画や実施状況に関する資料において明らかにされるものと認識しています。</p> <p>なお、受信料財源業務の費用上限については、実施基準案において、業務の実施状況について、協会が毎年度評価を行い、</p>

	<p>その結果に基づき、必要があると認める場合には、実施基準の見直しを含め当該業務の改善を図るための措置を講じることとされており、この対象に含まれるものと考えます。</p>
<p>【意見 5-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> NHKが実施基準案で費用として示した中身は、高額であるにも関わらず大項目で実績値或いは予想値を単に積み上げただけの大雑把なもので、使途内容の正当性と金額の必要性をきちんと説明できているとは言えず、「費用の上限値については一定の合理性がある」とする判断は妥当性を欠いたものと考えます。経費削減の努力等も示すことなく多額の経費を羅列するだけでは、高い受信料を負担している視聴者の理解を得ることも難しいと思われます。 <p>従って、これまでの実績及び今後の計画の具体的な業務内容と経費に即して、「業務の実施に過大な費用を要しないこと」、「受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められている」、「市場競争を阻害しない」というガイドラインの基準に合致しているかどうかを更に精査することが必要と考えます。</p> <p>更に、総務省の考え方では「公共放送を実施する協会が、インターネットを通じて提供することは、協会の情報資産の有効活用になることに加え、より国民・視聴者の利益にかなうものであり、費用の上限値については一定の合理性があると認められる」としていますが、目的に公共性があることと費用規模や対象が適正かどうかは別問題であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 更に、NHKは今回の実施基準案に関連して、これまで人件費を費用に織り込んでいなかったことを明らかにしましたが、費用とは当然総費用であり、今後は、一部経費を計上しないようなことはあってはな 	<ul style="list-style-type: none"> 1点目については、意見 5-1 の意見に対する総務省の考え方に同じ。 2点目については、各年度の具体的な費用については、実施計画や実施状況に関する資料において明らかにされるものと認識しています。

<p>らないと考えます。</p> <p>【讀賣テレビ放送株式会社※1】</p> <p>同旨：株式会社テレビ東京※2</p> <p>※1 III（2）4. についても同じ意見</p> <p>※2 III（2）1. 及び4. についても同じ意見</p>	
<p>【意見5-4】</p> <p>・ 受信料財源業務に関し、「市場競争との関係については、新たに実施する業務に関して、テレビ国際放送の強化に伴う外国人向けネットサービスの充実、ハイブリッドキャストの普及促進、国内テレビジョン放送の放送と同時に進行『試験的な提供』等、公共放送として先導的な役割を担うことが期待される公共性の高い取組が中心となっていることから、本業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる」としている点について、国内テレビジョン放送のインターネット同時配信や時差再生など放送類似サービスが民間放送事業本体に影響を及ぼす可能性があることに留意すべきと考えます。また、なぜこうした取組みが市場の競争を阻害するおそれは低いと判断するのか総務省は具体的理由を明らかにすべきと考えます。</p> <p>【株式会社テレビ朝日】</p> <p>同旨：日本テレビ放送網株式会社、株式会社TBSテレビ、一般社団法人日本民間放送連盟</p>	<p>市場競争との関係について、新たに実施する業務に関して、公共放送として先導的な役割を担うことが期待される公共性の高い取組が中心となっていることから、本業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えます。</p> <p>一方で、業務の実施に当たって、市場競争への影響を十分考慮することが求められることから、これを認可条件としています。</p>
<p>【意見5-5】</p> <p>基準案は、実施計画の策定時と実施状況の評価時に、市場競争への影響も考慮・勘案することを定めている。しかし、貴省が指摘するように、どのような形で考慮・勘案するのか具体策が示されていない。貴省は「実</p>	<p>実施計画の策定時と実施状況の評価時に、市場競争への影響をどのような形で考慮・勘案するのかについては、業務の内容、当該業務と同種サービスの普及状況等によって変わり得るも</p>

<p>施計画及び実施状況の評価結果の公表に当たって、その策定等においてどのように市場競争への影響を考慮・勘案したかについて明記することが期待される」としている。しかし、考慮する指標や基準は基準案の段階で明らかにすべきではないか。また、市場競争への影響を確実に考慮するためには、関係者への意見聴取の機会を事前に設けるのが適切であり、事前聴取の枠組みについて基準案に盛り込むよう求める。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会】</p>	<p>のと考えます。また、実施基準案においては、業務の遂行状況に関して意見・苦情等が寄せられたときは、外部委員からなる審査委員会を活用して検討を行い、必要な措置を講ずることとされており、市場競争に関する意見等も含まれることから、適切と考えます。</p> <p>一方で、業務の実施に当たって、市場競争への影響及び透明性の確保を十分考慮することが求められることから、これらを認可条件としています。</p>
<p>【意見 5-6】</p> <p>● 市場の競争については、「協会においては、実施計画及び実施状況の評価結果の公表に当たって、その策定等においてどのように市場競争への影響を考慮・勘案したかについて明記することが期待される」との表現は不十分であり、「…明記することが求められる」に修正するよう要望します。</p> <p>【株式会社フジテレビジョン】</p> <p>同旨：株式会社テレビ朝日、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ東京※</p> <p>※ III（2）1. 及び4. についても同じ意見</p>	<p>意見 1-7 の意見に対する総務省の考え方に同じ。</p>
<p>【意見 5-7】</p> <p>● 受信料財源業務に関し、「協会においては、業務の実施状況に関する資料の公表に当たって、毎年度の実績額について、主な業務等の内訳を明記することが期待される」と記述されていますが、各年度の実施計画の策定・公表にあたっては、「らじる★らじる」や「時差再生」など主要なインターネットサービスごとの費用の内訳を明記するこ</p>	<p>実施基準案において、毎年度、収支計画を含めた主要な業務ごとの実施計画を策定・公表することとされており、実施計画には主要なサービスの収支が明記されるものと考えます。また、インターネット活用業務の実施に当たっては、当該業務の透明性の確保を十分考慮することを認可条件としています。</p>

<p>とが必要と考えます。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>同旨：日本テレビ放送網株式会社、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日</p>	
<p>【意見5-8】</p> <p>・ 2号受信料財源業務に関し、NHKが金額で費用を積算しながら受信料収入に対する割合で設定した2.5%という上限値について「一定の合理性がある」との考えを示しているが、認可に当たってはその根拠を具体的に示していただくよう要望します。</p> <p>【株式会社TBSテレビ】</p> <p>同旨：株式会社テレビ朝日</p>	<p>2号受信料財源業務の費用の上限については、現行のインターネット活用業務の各号（法第20条第2項第2号、第5号及び第8号）の費用及びこれらの業務を実施するための人件費の直近の実績計105億円（平成26年度予算）に、今後3年間程度の見通しに基づく今後新たに実施する業務等の費用見込みを加えた年額150億円～170億円程度を基にしており、また、これらの業務は、協会の情報資産の有効活用になることに加え、より国民・視聴者の利益にかなうものであり、費用の上限値については一定の合理性があると考えます。各年度の具体的な費用については、実施計画や実施状況に関する資料において明らかにされるものと認識しています。</p>

6. 結論（Ⅳ）に対する意見

提出された意見	意見に対する総務省の考え方
<p>【意見6-1】</p> <p>● 本件認可申請の認可の条件①に関し、「…当該業務の成果については、民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有に努めること。また、それらの関連事業者との積極的な連携に努めるとともに、</p>	<p>御指摘の認可条件は、総務省の考え方において示したとおり、受信料財源業務の費用が国民・視聴者が負担する受信料により賄われることや協会が公共放送として先導的な役割を担</p>

<p>当該業務の市場競争への影響や受信料の公平負担との関係及び透明性の確保を十分考慮すること」は、「…当該業務の成果については、民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有すること。さらにそれを担保するための機会を関連事業者からの求めに応じ設けること。また、当該業務の市場競争への影響や受信料の公平負担との関係及び透明性の確保を十分考慮すること」に修正するよう要望します。NHKと民間事業者の連携は双方の自主的な判断に基づいて行われるべきで、認可の前提（条件）となる事項にはなじまないと考えます。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】 同旨：日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ朝日</p>	<p>うことが期待されることに鑑み、その成果が広く社会全体に裨益することが重要であることから付したものです。</p> <p>御意見については、成果の共有を担保するための機会を設けることは上記の認可条件を付した趣旨から当然であること、成果の共有について努力義務を義務とすることは企業の営業秘密、個人情報等の共有できない情報を含め一律に共有しなければならない点で適当でないこと、関連事業者との積極的な連携は協会に対し関連事業者の意向、同種サービスの取組状況等を踏まえ両者で合意が可能な場合に連携を申し出るなど連携に努めることを求めるものであり、関連事業者の自主的な判断を縛るものではないことから、認可申請に対する考え方は変更しないこととします。</p>
<p>【意見 6-2】</p> <p>● 四半期ごとにNHKが総務大臣に提出するインターネット活用業務の実施状況を示す書類は、透明性の観点から広く公表されるよう要望します。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】 同旨：日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ朝日</p>	<p>認可条件により各年度の四半期ごとに提出を求めるインターネット活用業務の実施状況を示す書類は、法第175条の規定に基づくものであり、公表を予定したものではありません。他方、インターネット活用業務の実施状況については、実施基準案において、実施状況に関する資料を作成し、公表することとされています。</p>
<p>【意見 6-3】</p> <p>・ 本件認可申請について、①～③の事項の履行を前提に認可することが適当との考えは相当と考えますが、今回の総務省の判断においては定性的な根拠が多いことから、認可に当たっては定量的な根拠を示していただきたく要望します。また③の四半期ごとにNHKが総務大臣</p>	<p>前段の御意見について、実施基準案の審査に当たっては、法定された認可基準（法第20条第10項）及び認可基準を踏まえて具体的な審査項目を示した審査ガイドラインに基づき適否を判断することとしています。</p>

<p>に提出するインターネット活用業務の実施状況を示す書類は視聴者、関連事業者に対する透明性を確保するためにもその内容を広く公表されるよう要望します。</p> <p>【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>後段の御意見について、意見6-2の意見に対する総務省の考え方に同じ。</p>
<p>【意見6-4】</p> <p>NHKに対して「その成果について民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有に努める」と「市場競争への影響や受信料の公平負担との関係及び透明性の確保を十分考慮すること」と明記されたことは重要であり、その趣旨をNHKが確実に尊重することを行政としても適切に指導されることを期待する。</p> <p>なお、「関連事業者との積極的な連携」はNHKと民間事業者双方の自主的な判断に基づいて行われるべきであり、認可の前提（条件）となる事項の中にことさら盛り込む必然性はないと考える。</p> <p>【株式会社毎日放送】</p>	<p>前段の御意見について、総務省としては、インターネット活用業務が本実施基準等に従って行われるよう、適切に対応する予定です。</p> <p>後段の御意見について、認可条件としている関連事業者との積極的な連携については、協会に対し関連事業者の意向、同種サービスの取組状況等を踏まえ両者で合意が可能な場合に連携を申し出るなど連携に努めることを求めるものであり、関連事業者の自主的な判断を縛るものではないことから、認可申請に対する考え方は変更しないこととします。</p>

7. 今後のプロセス（V）に対する意見

提出された意見	意見に対する総務省の考え方
<p>【意見7-1】</p> <p>● 今回は法改正後初めての実施基準の認可申請であることを理由に意見募集を行ったとしていますが、今後、実施基準の変更の認可申請が行われる場合にも、改めて意見募集が行われるよう要望します。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>同旨：日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ朝日、株式会社TBS</p>	<p>実施基準の（変更）認可については、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見募集手続の対象ではありませんが、今後、実施基準の変更認可申請が行われた際には、申請の内容等を踏まえ、必要に応じて意見募集を実施する予定です。</p>

Sテレビ	
------	--

8. 全体に対する意見

提出された意見	意見に対する総務省の考え方
<p>【意見8-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NHKのインターネット活用業務は「放送の補完」であることが大原則であり、インターネット活用業務の実施基準の実際の運用にあたっては、この原則が順守され、限定的かつ抑制的に運用されるべきと考えます。 ● NHKに対する要請事項として、いくつかの項目で「協会においては、…することが期待される」との記述がありますが、当該記述はすべて「協会においては、…すべきである」に修正するよう要望します。 <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】 同旨：日本テレビ放送網株式会社</p>	<p>1点目の御意見について、意見1-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。</p> <p>2点目の御意見については、インターネット活用業務の実施に当たって、当該業務の市場競争への影響や受信料の公平負担との関係及び透明性の確保を十分考慮することを認可条件としています。御指摘の点については、実施基準案において、協会が実施するとしていることを踏まえ、これらの認可条件を適切に履行するための方法の1つとして提示したのですが、その方法はこれに限られるものではなく、具体的な方法は協会に委ねられるべきものと考えられることから、認可申請に対する考え方は変更しないこととします。</p>
<p>【意見8-2】</p> <p>当該申請を認可すべきではない。</p> <p>実施基準（案）第2部-5-1に「この業務は、利用者に対価を求めることなく実施する」と記載があるが、NHKが今後インターネットコンテンツの視聴可能を理由に受信料を徴収する可能性があり、放送受信機を保有していない国民にも負担となる。</p> <p>【個人1】</p>	<p>今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。</p>

<p>【意見 8-3】 基本、趣旨を理解しきれてないので頓珍漢な意見ならすみません。 電波放送と違い、パソコンなどで見れるようになったとしても契約しなければ見れないシステムにし、希望しない者へ、加入を強要すべきではない、経過措置などで、一定期間免除するものでなく、非希望者への有料利用は、促進すべきではない。 また財源確保ならとするなら、NHK～という子会社的な会社を禁止すべきである。コンテンツも、協会が直接取扱い、競争入札により競り下げ方式で外注すべき。 【個人 2】</p>	<p>前段の御意見については、実施基準案において、協会が一般の利用に供する2号業務について、①2号受信料財源業務は、「広く一般に利用できる方法で行うことを原則」とし、かつ「利用者に対価を求めることなく実施する」こととし、②2号有料業務は、「一般の求めに応じ」、有料で提供することとしていることから、いずれも、視聴を希望しない者に対し、利用を強要するものでないと考えます。 後段の御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。</p>
<p>【意見 8-4】 協会がインターネットを通じて放送番組等を提供する必要性はなく、また、現行でもワンセグが受信可能な携帯電話の保有者について当該携帯電話保有を根拠として受信契約締結および料金の支払いを強要している現状から、本件インターネットを通じてのサービス提供を以って受信契約締結および料金の支払いを強要する根拠とする蓋然性が高いから、契約自由の原則や国民の財産権を侵害する可能性が高いため、放送法の枠組みを用いた本件インターネットを認可すべきでない。 【匿名 1】</p>	<p>今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。</p>
<p>【意見 8-5】 インターネット活用業務への税金投入反対。 ましてや、テレビが無くても受信料を義務化などもっての外。 国家が国民に電波の押し売り？現状でもスクランブルをかけて見た</p>	<p>今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではあ</p>

<p>い人だけが料金を払う事ができるはず！ そもそも、NHK は不要です。 【匿名 2】</p>	<p>りません。 その他の御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。</p>
<p>【意見 8-6】 NHK がインターネットで放送するのは構いませんが、インターネット接続機器あるなら、受信料を徴収できるということならば、断固反対いたします。 むしろ、地上波、BS にもスクランブルを掛け、受信料を払った者のみが視聴できるようにするべきです。 朝鮮半島でも BS アンテナを建てれば、NHK をはじめとする日本の BS 放送を見られるとききます。ならば、NHK は朝鮮半島に行って、BS 受信料を徴収するのかと聞くと、外国だから徴収しないと、白々しくも答えたとか。どれだけ日本人を馬鹿にしているのですか。 先日、NHK は、一方的に日本を、日本人を貶め、特定の外国人のみが被害者であり、日本人のみが加害者かのような報道をしました。朝日新聞と同様の、ねつ造報道です。このようなことをする連中を、税金と同様の受信料で養っているということに、我慢なりません。 籾井会長の改革には期待しておりますが、非常に偏った解説をする解説委員や、同じく偏った意見を持つキャスターが、まだまだ番組を牛耳っていると思います。 この様な連中がいる限り、NHK はダメだと思います。 そもそも、あの偏った思想を持った連中は、本当に日本人なのか。外国から送り込まれた作業員なのではないのか、とすら疑いたくなる方もおられますが。 国籍が日本であっても、心が日本人でない連中が、NHK に所属してい</p>	<p>今回申請のあった業務を認可することにより、法第 64 条第 1 項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 その他の御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。</p>

<p>ること自体が、日本人に対する裏切りです。</p> <p>インターネット放送も良いですが、その前に、公平な報道ができるようにすべきです。</p> <p>まず、NHK を日本国民に取り戻していただきたく思います。</p> <p>【個人3】</p>	
<p>【意見8-7】</p> <p>インターネットで配信される予定のNHK番組の制作は国民の受信料によるものであり、そして、今回のインターネットによる配信事業の財源も国民の受信料である。国民は受信料を負担した上に利用料金までも負担して視聴することになる。</p> <p>実施基準に「テレビ国際放送の強化に伴う外国人向けネットサービスの充実」という文言があり、外国人も視聴できるようにネットで提供するための環境を整備してコンテンツも用意するものと受け止められ、利用料金のみ負担で受信料を支払わない外国人のために、我々国民の受信料が使われるのは不公平である。「放送番組等の一部について、必要に応じ、その提供対象を受信契約者に限定することがある」とは書かれているが、どのような番組を限定とするのか、配信するコンテンツの何割ぐらいを限定するのか不透明で、NHK側次第で限定がごく一部になることもあり、不信感が募る。現在、中国で受信料を支払わずにNHKの放送を見ている人がいるのをNHKは把握していても、スクランブル化導入などで不公平を解消しようという前向きな姿勢を全く見せないことから、日本国民と外国人との不公平を蔑ろにするだろうと懸念される。</p> <p>IPアドレスをチェックして海外サーバからのアクセスを遮断するなどにより、サービス提供対象を日本国内だけにしていきたい。</p>	<p>国際放送については、協会の必須業務であり、国際親善の増進等、国民全体にとっての利益がもたされることから、従来から受信料が充てられています。御指摘の「テレビ国際放送の強化に伴う外国人向けネットサービスの充実」についても、国内受信者の理解の醸成を図りながら、上記の趣旨を踏まえて適切に実施されるものと考えます。</p>

【匿名3】	
-------	--

放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン

第1 目的

近年のブロードバンドの普及等に伴う日本放送協会（以下「協会」という。）のインターネットを通じた放送番組等の提供に対する国民・視聴者のニーズの急速な多様化・高度化を踏まえ、協会がインターネットを通じて放送番組等を提供する業務（以下「インターネット活用業務」という。）をより迅速・柔軟に行えるようにするため、平成26年6月20日に成立した「放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号）」（以下「改正法」という。）においては、インターネット活用業務により提供できる対象を、「放送した」放送番組のみならず、「放送前」番組や「放送中」の放送番組を含め、全ての放送番組に拡大するとともに、「放送番組に対する理解の増進に資する情報」も提供可能としたところである。

また、インターネット活用業務の実施については、協会が実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされ、改正法において、協会のインターネット活用業務の拡大と併せて、実施基準の認可基準が法定されたところである。

本ガイドラインは、改正法による改正後の放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条第9項の実施基準（以下「実施基準」という。）の認可に当たり、手続の透明性や認可の適否の予見可能性を確保するため、今般法定された認可基準（法第20条第10項各号に定める基準をいう。以下同じ。）その他の関連条文の解説とともに、具体的な審査項目をあらかじめ審査ガイドラインとして示すことを目的とする。

第2 用語の定義

このガイドラインで使用される用語は、次の定義に従うものとする。

1. 2号業務

法第20条第2項第2号で規定される、放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務

2. 3号業務

法第20条第2項第3号で規定される、放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する業務

3. 受信料財源業務

専ら受信料を財源として行う業務

4. 有料業務

受信料財源業務以外の業務

5. 民間競合事業者

協会のインターネット活用業務と同種のサービスを行う事業者

6. 外部事業者

委託等により協会のインターネット活用業務の一部を担う事業者

7. 利用者

法第20条第10項第6号に規定する利用者

第3 実施基準の認可基準その他の関連条文の解説

1. 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第10項第1号関係）

本号は、インターネット活用業務が、法第15条で規定されている協会の目的の達成に資する公共放送としての協会が行う業務として、適切なものとなっていることを認可の基準とするものである。また、公共放送としての協会が行う業務として適切か否かを審査するに当たっては、民間部門といたずらに競合する業務を行うものでないか、市場の競争を阻害しないか、といった点についても、業務の性質に応じて一定程度勘案するものである。

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第10項第2号関係）

本号は、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、実施基準において適正かつ明確に定められていることを認可の基準とするものである。どのような業務を実施するのが適正かつ明確に定められていることを確認することにより、インターネット活用業務の対象が法の定める範囲に収まることを確認するものである。

3. 業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第10項第3号関係）

本号は、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなっていないことを認可の基準とするものである。

インターネット活用業務は、協会がその目的達成のために任意で行うものであるが、その実施によって協会の存立基盤である受信料制度自体が毀損又は形骸化することとなれば、「受信料制度に支えられた公共放送」という法の基本的枠組みに大きな影響を及ぼすこととなる。

例えば、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、受信料徴収の対象となる協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合に、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、事実上、受信設備を設置している者と同等レベルの放送番組内容を視聴できてしまうこととなれば、受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることとなる。本号は、こうした事態を回避するものである。

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第10項第4号関係）

本号は、本来は協会の放送等の必須業務を実施するために使用すべき受信料財源が過度にインターネット活用業務に支出されることにより、必須業務の実施に支障を来すことのないよう、当該業務が過大な費用を要するものでないことを認可の基準とするものである。

5. 第2項第2号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第10項第5号関係）

本号は、インターネット活用業務のうち2号業務について、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないことを認可の基準とするものである。

6. 第2項第2号の業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第10項第6号関係）

本号は、インターネット活用業務のうち2号業務について、利用者の利益を保護する観点から、サービスに関する料金その他の利用条件が、利用者の利益を阻害するものでないことを認可の基準とするものである。

また、実施基準の認可は、利用料金又は利用規約そのものを認可するものではないため、具体的な利用料金の額又は利用規約に記載する具体的事項そのものを実施基準に定めることが求められるものでないが、実施基準において、このような事項について適正かつ明確な方針及び考え方が定められていることが必要である。

7. 業務の実施基準の変更勧告（法第20条第11項関係）並びに業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第20条第13項関係）

法第20条第11項は、大臣認可後の事情変化等により、実施基準が認可基準のいずれかに該当しないこととなった場合に、総務大臣が当該実施基準の変更勧告を行うことができる規定である。

また、法第20条第13項は、インターネットを巡る技術・サービス等の変化の速さを踏まえ、協会自身がインターネット活用業務の実施状況について適時の評価・検証を実施することにより、不断の業務改善を図っていくことを目的とするものである。放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）においても、業務の実施状況の評価及び改善に関する事項を実施基準の記載事項とする旨を規定しているものである。

8. 適切な区分経理（法第73条第2項関係）

本項は、協会の収集・保有する情報資産を、インターネットを通じて有料で提供するに当たっては、見込まれる収入に比して、サーバー等の設備費用及び著作権等の権利処理に係る費用等の初期投資及び運用経費が多大であるリスクの大きな業務であることから、その事業の状況を、受信料を負担する国民の前に明らかにするとともに、業務運営の適正化を図るため、受信料財源で賄われるべき業務等とは区分して経理することを義務付けているものである。

また、放送法施行規則においても、区分経理に関する事項を実施基準の記載事項とする旨を規定しているものである。

第4 インターネット活用業務のうち2号業務の審査項目

1. 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第10項第1号関係）

① 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

インターネット活用業務が、法第15条で規定されている公共放送としての協会の目的に照らして適切なものとなっていること及び法第83条第1項の規定により広告放送を禁止している趣旨を没却しないことが必要である。

② 市場の競争を阻害しないこと

協会が保有している経営資源（受信料財源、職員、放送番組等）を流用し、同種のサービスを行う民間競合事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものでないことが必要である。また、民間で既に実施されている同種サービスの市場の規模、シェア等を勘案して、インターネット活用業務が市場の競争を阻害するようなものとなっていないことが必要である。

③ 特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと

協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保するため、その一部業務を外部事業者に担わせる場合、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わないことについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

④ 外部事業者及び民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

一部の業務を担う外部事業者や民間競合事業者とのトラブルをあらかじめ防止し、適切な解決を図るとともに、実施基準に従って、協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保するため、これらの事業者からの意見や苦情等を適切に取り扱うための必要な措置が講ぜられることが必要である。

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

⑤ 営利を目的とする業務でないこと

協会の目的に照らして、法第20条第4項において、協会が個々の業務を行うに当たって営利を目的とすることを禁じていることを踏まえ、協会のインターネット活用業務についても、営利を目的としないことが必要である。

⑥ 営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること

営業活動について、受信料の契約収納活動と一体で行わない等、公正かつ適正な方法により行われることが明確に定められていることが必要である。

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第10項第2号関係）

① 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

実施基準において、以下の事項について具体的に記載されていなければならない。

ア 実施する業務の種類（2号業務/3号業務の別、受信料財源業務/有料業務の別）

イ 実施する業務の内容（提供する情報の内容、放送前の放送番組/放送中の放送番組/放送した放送番組の配信の別、国内放送/国際放送の別、テレビ放送/ラジオ放送の別、配信時間及び期間等）

ウ 実施する業務の実施方法（提供の態様、システム形態等）

② 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

インターネット活用業務の対象が、法第20条第2項第2号及び第3号で定められている「協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報」の範囲に収まるものとなっていなければならない。

ア 放送した又は放送する放送番組

以下のものが対象となる。

- ・ 協会が放送する前の放送番組（協会が放送することが確定している番組）
- ・ 協会が放送中の放送番組
- ・ 協会が放送した放送番組

他方で、協会が放送する予定のない放送番組は対象から除外される。

イ 放送番組に対する理解の増進に資する情報

編集上必要な資料を始め、放送番組の制作過程で入手される情報であり、放送番組に対する理解の増進に資する補助的な情報についても、インターネットを通じた提供が可能となる。他方、あくまで放送番組として特定される内容の理解補助として、「協会が放送した又は放送する放送番組」に関連付けられた補助的な情報の範囲に限られるものであり、以下のものについては対象から除外される。

- ・ 放送番組が特定されない情報
- ・ 放送番組は特定されるものの、当該番組に対する理解の増進に資するものとはいえない情報

3. 業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第10項第3号関係）

① 業務の種類、内容及び実施方法が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして、不適切なものでないこと

第3の3. で述べたとおり、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じる。

したがって、当該業務が、受信料制度の趣旨との整合性を十分に踏まえたものとなっていることが必要である。また、これを確認するため、当該業務の内容等について適切かつ十分な情報が記載されていることが必要である。

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第10項第4号関係）

① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

受信料財源業務については、国内テレビ放送の受信料収入を専ら財源としていることも踏まえ、実施基準において、当該業務の実施に要する費用の上限が明確に定められていること、また、その上限の根拠が、適正かつ明確なものとなっていることが必要である。

② インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

インターネット活用業務全体の実施に要する費用について、受信料財源を毀損し、本来目的とする放送等の必須業務の円滑な実施に支障を来さないよう、その規模が任意業務として適切な範囲内に収まっていることが必要である。

5. 第2項第2号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第10項第5号関係）

① 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

特定の利用者を不当に差別的に取り扱うような行為を行わないことについて

て、適正かつ明確に定められていることが必要である。

6. 第2項第2号の業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第10項第6号関係）

① サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

サービスの利用料金の算出方法、サービスの利用に関する契約の締結及び解除の条件、サービスの提供の停止、協会及び利用者の責任等に関する考え方が適正かつ明確に定められていることが必要である。

② サービスの内容、利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するための必要な措置を講ずるものであること

利用規約を作成する等、サービスの内容、利用条件等を利用者に対してあらかじめ明示するための必要な措置が講ぜられることが必要である。

③ 利用者の個人情報保護対策について必要な措置を講ずるものであること

利用者の個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理について、必要な措置が講ぜられることが必要である。

④ 利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

利用者がサービスを安心して継続的に利用することができるよう、利用者からの意見・苦情等を迅速かつ適切に取り扱うための必要な措置が講ぜられることが必要である。

⑤ サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

利用者の端末機器について、特定の機器・ソフトウェアに限定されないよう、技術進歩、普及の度合い等を踏まえたオープンなものを可能な限り採用することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

7. 業務の実施基準の変更勧告（法第20条第11項関係）並びに業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第20条第13項関係）

① 業務の実施計画の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること

インターネット活用業務が、実施基準に則した内容となっていること及び技術・サービス等の変化を踏まえたものとなっていることを確認するため、また、当該業務の実施計画の透明性を確保するため、少なくとも毎年度、業務の具体的な内容を記載した実施計画（収支計画を含む。）の作成及び公表

の実施について、適正かつ明確に定められていることが必要である。

② 業務の実施状況の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること

上記の実施計画に基づいて実施されたインターネット活用業務が、実施基準に則した内容となっていること及び技術・サービス等の変化を踏まえて適切に実施されたことを確認するため、また、当該業務の実施状況(収支実績を含む。)の透明性を確保するため、少なくとも毎年度、業務の具体的な実施状況の作成及び公表の実施について、適正かつ明確に定められていることが必要である。

③ 少なくとも3年ごとの業務の実施状況の評価及びそれを踏まえた改善について適正かつ明確に定められていること

少なくとも3年ごとの業務の実施状況の評価及びその結果を踏まえた改善について、適正かつ明確に定められていることが必要である。

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

8. 適切な区分経理（法第73条第2項関係）

① 区分経理の実施について適正かつ明確に定められていること

有料業務に係る経理について、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて適切に整理することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。当該勘定については、2号業務と3号業務で別々の勘定を設けるものではなく、有料提供を行う業務全体で1つの勘定を設けるものである。また、有料業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理することや、配賦基準を公表することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

② 事業収支差金の取扱いについて適正かつ明確に定められていること

繰越欠損金の取扱いや一般勘定への繰入れ等、有料業務に係る勘定の年度末における事業収支差金の取扱いについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

第5 インターネット活用業務のうち3号業務の審査項目

1. 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第10項第1号関係）

- ① 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること
- ② 市場の競争を阻害しないこと
- ③ 民間競争事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

- ④ 営利を目的とする業務でないこと
- ⑤ 営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第10項第2号関係）

- ① 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること
- ② 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

3. 業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第10項第3号関係）

- ① 業務の種類、内容及び実施方法が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして、不適切なものでないこと

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第10項第4号関係）

- ① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること
- ② インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

5. 業務の実施基準の変更勧告（法第20条第11項関係）並びに業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第20条第13項関係）

- ① 業務の実施計画の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること
- ② 業務の実施状況の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること
- ③ 少なくとも3年ごとの業務の実施状況の評価及びそれを踏まえた改善について適正かつ明確に定められていること

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

6. 適切な区分経理（法第73条第2項関係）

- ① 区分経理の実施について適正かつ明確に定められていること
- ② 事業収支差金の取扱いについて適正かつ明確に定められていること

第6 雑則

このガイドラインについては、社会情勢の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

(参考条文)

放送法 (昭和25年法律第132号)

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

第二十条 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するもの及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）。

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。

四～九 (略)

3 (略)

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～8 (略)

9 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法

二 第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項

三 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

四 その他総務省令で定める事項

10 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一 第十五条の目的の達成に資するものであること。

二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。

五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。）の利益を不当に害するものでないこと。

11 総務大臣は、第九項の実施基準が、前項各号のいずれかに該当しないと認めるときは、協会に対し、期限を定めて、その実施基準を変更すべき旨の勧告をすることができる。

12 (略)

- 13 協会は、少なくとも三年ごとに、第二項第二号又は第三号の業務に関する技術の発達及び需要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(受信契約及び受信料)

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2～4 (略)

(支出の制限等)

第七十三条 (略)

2 協会は、次に掲げる業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務
- 二 (略)

(広告放送の禁止)

第八十三条 協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

2 (略)

放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）

(実施基準の記載事項)

第十二条の二 法第二十条第九項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第二十条第二項第二号又は第三号の業務（以下この条において単に「業務」という。）に関する苦情その他の意見の処理に関する事項
- 二 区分経理の方法その他の経理に関する事項
- 三 業務の実施計画の作成及び公表に関する事項
- 四 業務の実施計画の実施状況に関する資料の作成及び公表に関する事項
- 五 法第二十条第十三項の規定に基づく業務の実施の状況の評価及び当該業務の改善に関する事項
- 六 その他業務に関し必要な事項

(区分経理の方法)

第三十二条 協会は、法第二十条第二項第二号及び第三号の業務（専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「放送番組等有料配信業務」という。）並びに同条第三項の業務に係る経理について、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 協会は、放送番組等有料配信業務、法第二十条第三項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち二以上の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければならない。